

平成28年度

男女平等参画の推進に関する年次報告書

港区

目 次

第Ⅰ部 平成28年度年次報告書の作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告	3
(1) 計画の体系	3
(2) 年次報告の作成の趣旨	3
計画全体の体系	4

第Ⅱ部 平成28年度男女平等参画行動計画事業実績

1 目標1	9
2 目標2	43
3 目標3	73
4 目標4	97

第Ⅲ部 港区男女平等参画推進会議答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成28年度 事業実績の評価について	111
---	-----

《資料》

1 港区男女平等参画条例	133
2 港区男女平等参画条例施行規則	139

第 I 部

平成 28 年度年次報告書の作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告

(1) 計画の体系

「第3次港区男女平等参画行動計画—広げよう 男女平等—」(以下、「行動計画」という。)は、港区男女平等参画条例第3条の6つの基本理念に則って、条例の目標である男女平等参画社会の実現のために4つの目標を次のように定めています。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 目標1 | ワーク・ライフ・バランスを推進する |
| 目標2 | あらゆる場における男女平等参画を推進する |
| 目標3 | 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する |
| 目標4 | 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する |

これらの目標を達成するために、18の課題を設け、それぞれに施策の方向を掲げ、施策の実現のために160の事業を定めました。その中で、男女平等参画社会の実現のために重点的に推進していく事業を【責任項目】と位置づけました。〔計画全体の体系参照〕

行動計画の期間は、平成27年度(2015年度)から平成32年度(2020年度)までの6か年です。

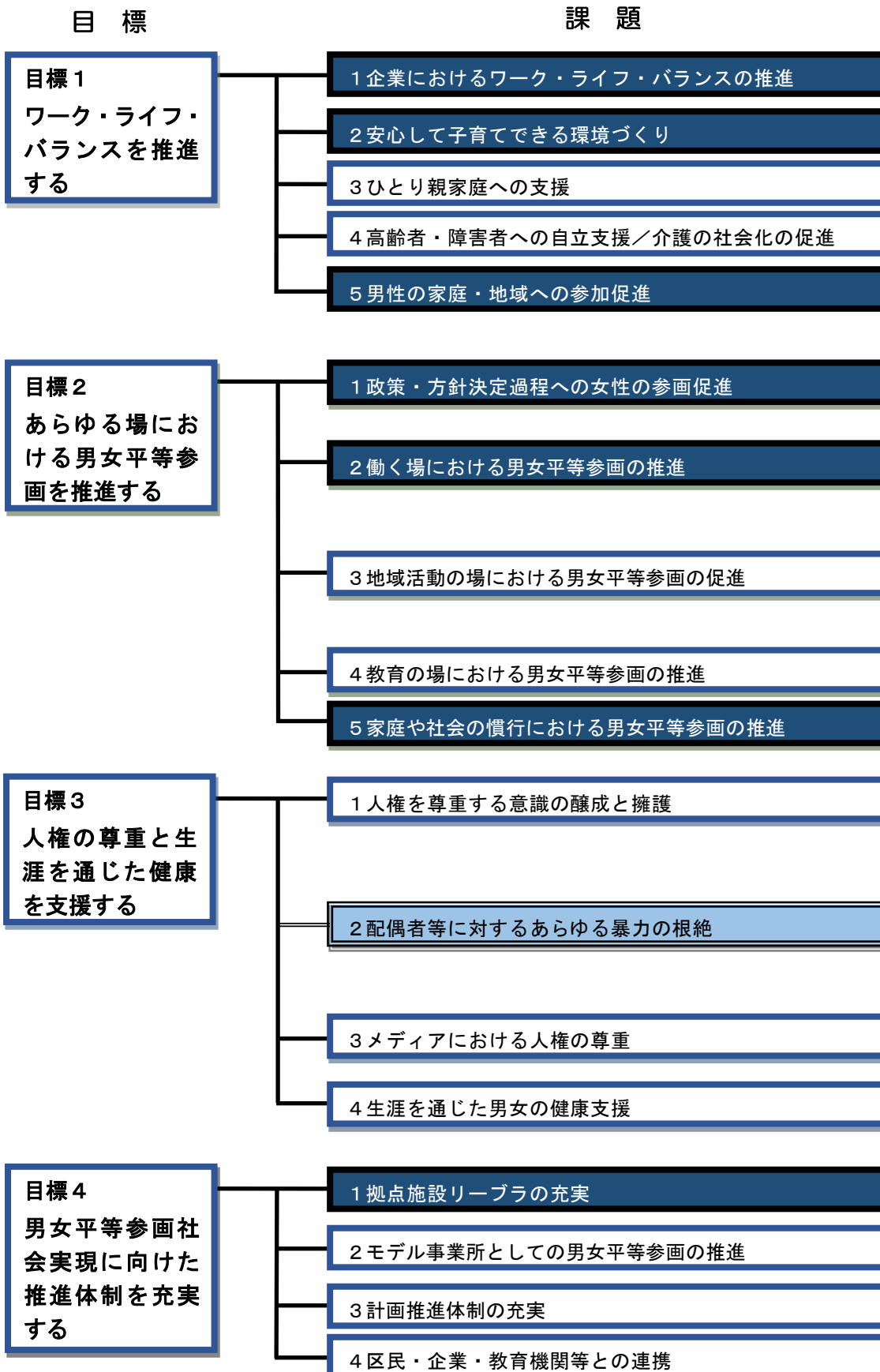
(2) 年次報告の作成の趣旨

港区男女平等参画条例第13条では、「区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。」とし、年次報告書の作成・公表について規定しています。

年次報告は、行動計画の計上事業の実施状況をまとめたものです。行動計画に関わる全ての事業について、各所管課が平成28年度目標及び平成28年度実施・進捗状況について記載しています。

年次報告は、行政内部の判断資料とするだけでなく、積極的に公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深め、男女平等参画社会実現に向けた役割を共に担っていくための共通の情報として活用していくものです。

計画全体の体系



施策の方向

1	ワーク・ライフ・バランスの理解促進	責任項目 1
2	男女の多様な働き方の支援	
1	保育環境の充実	
2	地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	
1	ひとり親家庭への支援	
1	高齢者・障害者の自立支援	
2	在宅介護を担う男女に対する支援の充実	
1	男性の長時間労働の見直しの促進	
2	男性の家庭・地域への参加のための支援	責任項目 2
1	審議会等委員の男女バランスへの配慮	責任項目 3
2	女性のエンパワーメント支援	
3	企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	
1	女性の就労支援	責任項目 4
2	企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	
3	在勤者への働きかけ	
1	地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	
2	国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	
3	誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	
4	防災分野における男女平等参画の推進	
5	環境分野における男女平等参画の推進	
1	幼少期からの男女平等参画の推進	責任項目 5
2	生涯学習における男女平等参画の推進	
1	家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	
1	あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	
2	あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	
3	性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	
1	暴力防止教育と啓発	責任項目 6
2	早期発見体制の充実と相談機能の強化	
3	被害者を安全に保護する体制の整備	
4	被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	
5	子どものケア体制の充実	
6	相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	責任項目 7
1	メディア等における性別による差別解消への働きかけ	
2	メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	
1	年代に応じた男女の健康づくりの支援	
2	互いの性や健康に関する理解の促進	
3	女性の生涯を通じた健康支援	
1	区民に親しまれる施設としての機能の充実	責任項目 8
2	男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	
1	庁内における男女平等参画の推進	
2	区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	
1	男女平等参画に関する広報・啓発の充実	
2	組織の連携	
1	区民・企業・各種団体等との連携	

内は、港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」部分。

 内は、港区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」部分。

第 II 部

平成 2 8 年度男女平等参画行動計画事業実績

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向

事業名

課題1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

責任項目1

- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進
- 2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】
- 3 企業・事業者向け講座・講演会の開催
- 4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知
- 5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用
- 6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実

2 男女の多様な働き方の支援

- 7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発
- 8 仕事と家庭の両立支援事業の実施【拡充】
- 9 両立支援制度の周知
- 10 年次有給休暇等の取得促進への啓発
- 11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進

課題2 安心して子育てできる環境づくり

1 保育環境の充実

- 12 保育施設の充実【拡充】
- 13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実【拡充】
- 14 一時預かり事業の充実【拡充】
- 15 みなと保育サポート事業の充実【新規】

2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備

- 16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施
- 17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進
- 18 子ども家庭支援センター事業の充実
- 19 子育てひろばの充実【拡充】
- 20 育児サポート子むすびの実施
- 21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実
- 22 幼稚園教育の充実【新規】
- 23 幼稚園での子育てサポート保育
- 24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実
- 25 子育てセミナーの充実
- 26 家庭教育学級（自主）の実施【新規】
- 27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施【新規】
- 28 よちよち子育て交流会の実施【新規】
- 29 ほっとひといき子育て支援事業の実施【新規】
- 30 子育てあんしんプロジェクトの実施
- 31 子育て王国基金の運営実施
- 32 放課後等の居場所づくりの推進【拡充】

課題3 ひとり親家庭への支援

1 ひとり親家庭への支援

- 33 ひとり親家庭等医療費助成
- 34 ホームヘルプサービスの充実
- 35 休養ホーム事業の実施
- 36 児童育成手当等の支給
- 37 母子生活支援施設入所実施
- 38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【拡充】
- 39 児童扶養手当の支給
- 40 ひとり親就労支援の実施

課題4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進

1 高齢者・障害者の自立支援

- 41 高齢者の就業支援
- 42 障害者の就労自立支援
- 43 老人クラブの育成と運営助成
- 44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがづくりの応援
- 45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援
- 46 家庭訪問保健指導の実施
- 47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施
- 48 自立訓練（機能訓練）事業の実施
- 49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施
- 50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築
- 51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施
- 52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施【新規】

2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- 53 介護保険制度の普及・啓発
- 54 介護人材の確保・支援
- 55 施設入所介護サービス等の充実
- 56 通所介護サービス等の充実
- 57 ショートステイの充実
- 58 緊急一時保護の実施

課題5 男性の家庭・地域への参加促進

1 男性の長時間労働の見直しの促進

- 59 稼働年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小【新規】
- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）

2 男性の家庭・地域への参加のための支援

- 60 男性向け講座の充実【新規】
- 61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援【新規】

責任項目2

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進 【人権・男女平等参画担当】
			子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>新規認定5社 更新企業7社 継続認定とあわせて計39社</p>	<p>平成28年4月18日から6月30日まで新規申請を受け付け、22社から申請を受け、5社認定しました。 更新企業6社 継続認定27社とあわせて合計38社となりました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の新規申請時の提出書類「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目3つを追加し、積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。認定事業者の取組事例については、認定証交付式会場で紹介したほか、広報特集番組やホームページ等で周知しました。 このほか、企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボス講演会では、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組の紹介や、これから取組の推進を検討している企業の担当者に向けて、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。</p>	<p>新規認定22社 更新企業5社 継続認定とあわせて計60社</p>
<p>【契約管財課】 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【契約管財課】 平成27年度まで試行運用していた工事請負契約における特別簡易型総合評価方式を平成28年4月1日から本格実施し、該当する平成28年度の契約件数は、13件でした。 また、平成27年度までは、特別簡易型総合評価方式による入札は、工事契約のみを対象として実施していましたが、入札・契約制度を整備し、平成28年4月1日から長期継続契約を適用する業務委託契約に特別簡易型総合評価方式制度を導入しました。なお、該当する平成28年度の契約件数は19件でした。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットはもちろん、広報紙やホームページ等での周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としました。また、新たにプロポーザル方式による選考の一次審査を加点対象に加えしました。</p>	<p>【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者及びその他事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等の周知を行い、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>【産業振興課】 関係機関と連携しセミナー等を開催し、多様な働き方について周知します。</p>	<p>【産業振興課】 ハローワーク品川と共催している就職面接会の前に労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを2回開催しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 正社員への転換を希望する非正規雇用者に対して、ハローワーク品川共催のセミナーを10月に5回、面接会を1回実施し、女性の再就職を支援しました。セミナー参加者は合計122名。就職面接会には8名参加し、そのうち3名の採用が決定しました。</p>	<p>【産業振興課】 引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等の中で多様な働き方について周知します。</p>

		事業名	事業内容
目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】
		4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 提供可能な研修メニューは平成27年度と変わらず6つとしますが、いわゆる女性活躍推進法の施行にあわせて、この分野への関心が高まっていることや、ワーク・ライフ・バランスも子育てだけでなく介護を射程としたものに関心が高まる状況も踏まえて、区民のニーズに合致した研修を展開していきます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座（6件）を実施しました。事業内容や企業の規模により選ばれる研修テーマは多様化していると感じました。中小企業ではハラスメント予防などの解決や事例紹介を望む声がある一方、ある程度社内での取組が進んでいる企業は、女性活躍推進やLGBTへの理解を社内で広めるための研修を希望する傾向が見られました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定する、ワーク・ライフ・バランス認定交付式にあわせて、イクボス講演会も実施し、労働法や労働者の権利について管理者の姿勢が問われる時代となっていることを周知しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボス講演会では、さまざまな勤務形態の社員に対する雇用環境整備の必要性や、女性活躍をするためには企業トップや管理職の意識改革が必要であることを働きかけました。このほか、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組の紹介や、これから取組の推進を検討している企業の担当者に向けて、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座は、6件を目標に実施します。また、平成28年度の実績を踏まえて、LGBT理解促進を新たな研修テーマとして取り入れ、提供可能な研修テーマを7つとしました。</p>
<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【産業振興課】 労働法に関するルールをまとめた「ポケット労働法2016」を3,000部作成し、各地区総合支所等関連施設で窓口配布したほか、新成人にも郵送し周知を図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 正社員への転換を希望する非正規雇用者に対する支援については、ハローワーク品川共催のセミナーを10月に5回、面接会を1回実施し、女性の再就職を支援しました。参加者には、希望者にポケット労働法を交付しました。柔軟な働き方、職場の風土改革に効果的な人事評価制度については、セミナーや出前ワーク・ライフ・バランス相談、推進ガイドブックの配布により啓発しました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（6月16日～24日）で広く周知しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（6月16日～24日）を開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び新規作成の女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。また、ワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。</p> <p>このほか、イクボス講演会、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は前年度（6件）に比べて大幅に増加（27件）しました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。</p>	<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用 【産業振興課】
			ワーク・ライフ・バランスの導入マニュアルであるワーク・ライフ・バランスハンドブックを事業者に配布するなど普及啓発を図ります。
			6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実 【産業振興課】
			企業が生産性を高め、人材の確保と定着を図るため、中小企業や商店街へ講座、講演会、個別相談会等を周知し、ワーク・ライフ・バランスの導入を促進します。
	2 男女の多様な働き方の支援	7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発 【人権・男女平等参画担当】	7 従業員100人以下の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及啓発とあわせて両立支援に関するノウハウを積極的に提供し、計画の策定へ向けた啓発を進めます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>主に中小企業経営者、人事担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランス導入の中小企業特有の課題を分析し、経営者、人事担当者等が理解し実践できる内容と、ワーク・ライフ・バランス導入に成功した企業例、区、都、国などのワーク・ライフ・バランス支援策などを取り入れたハンドブックを作成し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。</p>	<p>中小企業経営者、人事担当者等がワーク・ライフ・バランスを推進することは、企業の「持続的発展のための経営戦略」と位置付け、その必要性と効果、具体的な進め方をわかりやすく解説した推進ガイドブック1,000部を印刷しました。また、ガイドブックには区をはじめ都、国が行っている中小企業者へのワーク・ライフ・バランスの支援制度や相談窓口などを詳しく紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組をより一層拡大するため、来館者をはじめ希望者、セミナー受講者、各行政機関関係窓口等に配布しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男性や企業トップの意識改革については、推進ガイドブックに記載するとともにセミナー、アンケート調査、出前ワーク・ライフ・バランス相談を通して、多様な人材の活用が創造性を高め、人こそ最も重要な経営資源として、特に女性の活躍推進に向けた意識改革の働きが企業経営者にとって重要であることの働きかけを行いました。 長時間労働の是正、休暇の取得促進については、推進ガイドブックに記載するとともにセミナー、アンケート調査、出前ワーク・ライフ・バランス相談で、働き方を見直し、従業員の能力を最大限に発揮させるワーク・ライフ・バランスを取り入れた経営こそが、企業の持続的発展につながり、従業員の生活と成長、社会に寄与するものとしてこれらの取組の支援を行いました。</p>	<p>主に中小企業経営者、人事担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で中小企業特有の課題を分析し、課題解決に向けた推進ガイドブックを作成します。理解しやすく実践できるよう、より一層、内容を充実させ、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。</p>
<p>講演会、個別相談会の開催の他、ワーク・ライフ・バランス専用のホームページにより周知を行います。出前によるワーク・ライフ・バランス相談を実施し、企業の相談の負担を軽減するとともに、専門家による適格な企業分析を通じて、具体的な問題の解決を図ります。また、100社程度の中小企業経営者に対して、アンケート調査を行い、ワーク・ライフ・バランス推進への資料とします。</p>	<p>中小企業経営者、人事担当者等を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを11月と翌年2月に行いました。また、講演会・セミナーと同時開催した個別相談会もあわせて行いました。出前によるワーク・ライフ・バランス相談は、中小企業診断士、社会保険労務士により10社に対して実施しました。また、アンケート調査は、90通配付し、62通の回答を得ました。委託事業者が新たに立ち上げたワーク・ライフ・バランス専用のホームページに区のワーク・ライフ・バランス推進認定企業を2社掲載するとともに、ワーク・ライフ・バランスの成功のコツや実践例等を紹介しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 セミナー、出前ワーク・ライフ・バランスを通じ、企業トップへの意識改革のための働きかけを行いました。長時間労働の是正、休暇の取得促進については、セミナー、アンケート調査、出前ワーク・ライフ・バランス相談で、働き方を見直し、従業員の能力を最大限に発揮させるワーク・ライフ・バランスを取り入れた経営こそが、企業の持続的発展につながり、従業員の生活と成長、社会に寄与するものとしてこれらの取組の支援を行いました。特に、出前ワーク・ライフ・バランス相談では、経営者から長時間労働の削減について多くの相談がありました。</p>	<p>講演会、個別相談会の開催の他、ワーク・ライフ・バランス専用のホームページにより周知を行います。出前によるワーク・ライフ・バランス相談を実施し、企業の相談の負担を軽減するとともに、専門家による的確な企業分析を通じて、具体的な問題の解決を図ります。</p>
<p>区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>区内2,200の事業所にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のパンフレットを送付し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として新規認定された5社を男女平等参画情報誌オアシス51号、港区ホームページ等で紹介しました。ワーク・ライフ・バランス認定企業に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業において、当該事業に関する調査・確認を行う委託事業者による、新規申請企業への取組状況調査、前年度認定企業へのフォローアップヒアリング、認定更新を希望する企業への取組状況調査を行いました。その中で、女性活躍推進のための行動計画策定を含む、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進全般について支援を行いました。また、新規申請時の提出書類中の「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定に関する項目を追加し、育児や介護と仕事の両立のための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。</p>	<p>区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 男女の多様な働き方の支援	8 仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】 中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。あわせて、男性の育児参加を進めるため、男性の子育て支援・介護支援奨励金を交付します。
			9 両立支援制度の周知 【人権・男女平等参画担当】 中小企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、事業者へ幅広く、効果的に広報活動を行い制度の周知・活用を図ります。
			10 年次有給休暇等の取得促進への啓発 【人権・男女平等参画担当】 国基準以上の就業規則の設定、残業の減少、サービス残業の解消、年次有給休暇の効果的取得促進等の情報提供を通して啓発していきます。
			11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進 【人権・男女平等参画担当】 育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用を啓発を通して働きかけます。
2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	12 保育施設の充実 【保育担当】	乳幼児人口の増加が顕著となっており、依然として保育需要が高まっています。待機児童は減少しているものの、いまだ解消には至っていません。安心して働き、子育てできる環境を整備するために、認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、緊急暫定保育施設の設置等により待機児童解消を推進するため、保育施設の充実を図ります。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>申請件数： 子育て支援奨励金 2 社 配偶者出産休暇制度奨励金 5 社 介護支援奨励金 1 社 男性の子育て支援奨励金 2 社 男性の介護支援奨励金 1 社</p>	<p>申請件数： 子育て支援奨励金 15社 配偶者出産休暇制度奨励金 6 社 介護支援奨励金 1 社 男性の子育て支援奨励金 4 社 男性の介護支援奨励金 1 社</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集」にあわせて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度（配偶者出産休暇制度奨励金 6 件のみ）を大きく上回る申請（合計27件）となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ります。</p>	<p>申請件数： 子育て支援奨励金 21社 配偶者出産休暇制度奨励金 13社 介護支援奨励金 2 社 男性の子育て支援奨励金 6 社 男性の介護支援奨励金 6 社</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなど、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間パネル展（6月16日～24日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、イクボスフォーラム、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は前年度（6件）に比べて大幅に増加（27件）しました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>区内2,200の事業所にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のパンフレットを送付するなど周知しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 区内2,200の事業所にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のパンフレットを送付するなど周知しました。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>広報みなどに仕事と家庭の両立支援に係る記事を掲載し、継続的に周知しました。 平成28年度は、区内中小企業に対し、子育て支援奨励金15社、配偶者出産休暇制度奨励金6社、介護支援奨励金1社、男性の子育て支援奨励金4社、男性の介護支援奨励金1社を受け付け、交付しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間パネル展（6月16日～24日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、イクボスフォーラム、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は前年度（6件）に比べて大幅に増加（27件）しました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>認定こども園 1 園実施 私立認可保育園：誘致 1 園</p>	<p>平成28年4月に芝浦アイランドこども園を保育所型認定こども園へ移行するとともに、小規模保育事業所2か所を開設しました。また、平成29年4月に向けて、既存の区立認可保育園及び港区保育室の定員拡大についての調整、区立しばうら保育園分園の開設準備、私立認可保育園1園、小規模保育事業所2か所を誘致しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 待機児童解消のための取組として、平成28年4月に芝浦アイランドこども園を保育所型認定こども園へ移行するとともに、小規模保育事業所2か所を開設しました。また、平成29年4月に向けて、既存の区立認可保育園及び港区保育室の定員拡大についての調整、区立しばうら保育園分園の開設準備、私立認可保育園1園、小規模保育事業所2か所を誘致しました。</p>	<p>今年度の待機児童の状況を踏まえ、待機児童解消緊急対策として、平成30年4月までに約1,000人の保育定員の拡大を行います。保育定員の拡大にあたっては、既存施設の定員拡大や区有地・区有施設の活用、国有地等の活用を検討するほか、民間事業者の協力も得ながら取組を推進します。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実 【保育担当】
			保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、東京都認証保育所に区独自の補助を付加するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料とします。
			14 一時預かり事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】
		家庭における保育が困難な乳幼児を、一時的に保育する一時預かり事業を充実させます。	
		15 みなと保育サポート事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】	パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、みなと保育サポート事業（定期利用保育事業）の充実を図ります。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>新事業として、訪問型病児・病後児保育事業の充実を図ります。また、既存事業である病児・病後児保育事業についても保護者と子育ての両立を継続支援します。また、年末保育、休日保育の継続及び認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助していきます。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料の無料化を継続します。</p>	<p>病児・病後児保育を継続実施、さらに、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず、訪問型病児・病後児保育を利用した場合、その費用の一部に対する助成を行いました。年末保育、休日保育についても継続して実施しました。また、認可保育園の待機児童利用者に対して、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助しました。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料を無料とし、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 病児・病後児保育を継続実施、さらに、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず、訪問型病児・病後児保育を利用した場合、その費用の一部に対する助成を行いました。年末保育、休日保育についても継続して実施しました。また、認可保育園の待機児童利用者に対して、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助しました。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料を無料とし、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を図りました。</p>	<p>病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。年末保育、休日保育についても、継続して実施します。また、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続し、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を行います。</p>
<p>【保育担当】 一時預かり事業 12か所</p> <p>【子ども家庭支援センター】 引き続き、各施設のPRを行い、安定した稼働に努め、一時預かり事業を充実させます。</p>	<p>【保育担当】 赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設に向け、設計打ち合わせなどを行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備のため、赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設に向け、設計打ち合わせなどを行いました。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 各施設とも、昨年度より利用者数が増加し、安定した稼働が図られました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 あい・ぼーと、Pokke、あっぱい7施設における平成28年度延べ利用実績は36,910名でした。平成27年度の35,868名より若干増加しました。</p>	<p>【保育課】 引き続き、赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設準備を行います。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 （仮称）あっぱい赤坂の開設により、定員増を図り、より一層の充実を図ります。</p>
<p>【保育担当】 みなと保育サポート事業 5か所</p> <p>【子ども家庭支援センター】 引き続き、各保育サポートでの安定した稼働に努めます。</p>	<p>【保育担当】 赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設に向け、設計打ち合わせなどを行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備のため、赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設に向け、設計打ち合わせなどを行いました。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 3施設ともに定期利用者が増加し、安定した稼働を実現しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 平成28年度の3施設における定期利用保育延べ人数は11,276名でした。平成27年度の9,840名より増加しました。</p>	<p>【保育課】 引き続き、赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設準備を行います。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 引き続き、各保育サポートでの安定した稼働に努めるとともに、（仮称）みなと保育サポート赤坂の開設により、より一層の充実を図ります。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施【健康推進課】	第1子で生後2か月～3か月の赤ちゃんと保護者の子育ての仲間づくりを目的とした参加者同士の交流会を行います。
			17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。
			18 子ども家庭支援センター事業の充実【子ども家庭支援センター】	子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止・迅速な対応・適切な保護や支援を行います。また、子育てコーディネーター事業等を通じ子育て支援に関する在宅サービスの調整・提供・連携を行います。さらに子育てサークル支援、地域の子育てネットワーク活動の支援に取り組みます。
			19 子育てひろばの充実【子ども家庭支援センター】	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談を行う子育てひろばを拡大します。
			20 育児サポート子むすびの実施【子ども家庭支援センター】	保育施設等への送迎や保育など、利用会員と協力会員を結び、助け合いによる子育て支援を行います。
		21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実【子ども家庭支援センター】	ショートステイ事業（家庭で一時的に子育てが困難な場合の短期間の養育）やトワイライトステイ事業（仕事等で帰宅が夜間になる場合の預かり）を充実させます。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>目的が同様の産後母子ケア事業の開始や地域での乳児や保護者を対象としたプログラムの充実もあるため、「うさちゃんくらぶ」「高輪地区うさちゃんくらぶ」を含めて母子事業を編成し整備します。</p>	<p>「うさちゃんくらぶ」と「高輪地区うさちゃんくらぶ」：月2回ずつ計48回開催し、延べ1,364組、2,721人と前年度より減少傾向でした。 参加者にアンケートを実施し、約半数の人が事前に産後ケア事業を利用しており、地域の乳幼児の施設も周知されていることがわかりました。本事業を産後ケア事業に組み込むよう準備を整えました。</p>	<p>産後ケア事業に組み込み、「うさちゃんくらぶ」として保健所にて月2回実施します。地区別の1回コースで時間を延長し、グループワークを中心として保護者のエンパワーを引き出すプログラムを行います。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を充実していきます。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、内容の充実を図り、事業を実施していきます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関と連携を図りながら、事業の充実を目指します。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、保健師や栄養士によるプログラム、地域の民生・児童委員による相談受付や絵本・紙芝居の読み聞かせを実施しました。 また、同じプログラム内容でも月齢別に開催時間を分け、親子が参加しやすい工夫をしています。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 乳幼児親子向けのちらし、ホームページ、ポスター等により、事業の周知を図りました。 乳幼児親子向けのつどいは年間76回実施しました。 おもちゃライブラリースペシャルデーは19回、講演会を2回実施しました。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り、保護者同士の交流活動を促進しました。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 児童館等では、子ども家庭支援センターと連携し、乳幼児や保護者向けの支援事業、保護者同士の交流活動を促進する事業を実施しました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 各施設で関係機関と連携をとり、多彩なプログラムを実施して子育て支援に取り組みました。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を充実していきます。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、内容の充実を図り、事業を実施していきます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。</p>
<p>子育てコーディネーター事業をPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境を充実します。 また、親子ふれあい広場で各種イベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を促進します。</p>	<p>区内2か所で子育てコーディネーター事業を実施し、子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安の相談に応じました。 また、毎月まちづくり支援プロデューサーによるお誕生会&お楽しみプログラムの開催や、広場コンシェルジュを配置した親子で参加できる様々なイベントを開催し、子育て家庭の親とその子どもが集い相互交流ができる場を提供しています。</p>	<p>子育てコーディネーター事業をPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境を充実します。 また、親子ふれあい広場で各種イベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を促進します。</p>
<p>親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座や子育て相談等を行う子育てひろばにするため、利用する人がリラックスして過ごせる場にする、子育てなどの相談が気軽にできる雰囲気づくりを第一に心がけるよう施設の質の向上を図ります。</p>	<p>子育てひろばあっぱい（7施設）において、身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろば事業を実施しました。</p>	<p>親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座や子育て相談等を行う子育てひろばにするため、利用する人がリラックスして過ごせる場にする、子育てなどの相談が気軽にできる雰囲気づくりを第一に心がけるよう施設の質の向上を図ります。また、(仮称)あっぱい赤坂の開設により、より一層の充実を図ります。</p>
<p>協力を拡大するためや質の向上を行うため、平成28年度から開始する港区子育て支援員研修の受講を促進します。</p>	<p>子育て支援員研修修了者を協力会員とすることで質の向上を図りました。平成28年度の新規登録者は2名に止まりました。</p>	<p>協力を拡大するため、港区子育て支援員研修の受講を促進し、登録への働きかけを強化します。</p>
<p>引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、多様なライフスタイルに対応する支援としてPRしていきます。</p>	<p>安定した事業運営を行い、仕事や出産等で一時的に子育てが困難になる場合に対応可能な支援として広報みなどでPRしました。</p>	<p>引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、サービスの一部拡大をPRしていきます。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	22 幼稚園教育の充実 【指導室】 【教育政策担当】 【学務課】
			幼稚園教育の充実に向けて様々な取組を実施します。保護者に対しては、子育ての喜びが味わえるように子どもとともに育ち合う確かなパートナーシップを築いていきます。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、3歳児をはじめとする幼稚園の定員増を図ります。 区立幼稚園では、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。
			23 幼稚園での子育てサポート保育 【学務課】
			教育課程に係る教育時間の終了後に、区立幼稚園5園（赤羽、高輪、本村、中之町、にじのはし）において希望する在園児を対象に午後4時30分までの預かり保育を行います。また、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児については、年間利用の子育てサポート保育料を無料とします。
			24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】
			保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【指導室】 「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。 引き続き、幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を行います。</p> <p>【教育政策担当】 子ども・子育て支援制度で計画した青南幼稚園の3歳児定員増等を実施します。</p> <p>【学務課】 保育料については、国が行う幼児教育無償化への段階的取組に伴い、区立幼稚園保育料のさらなる多子世帯の負担軽減等に取り組みます。</p>	<p>【指導室】 「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」の活用を促進し、個人差に応じた一人ひとりにきめ細かな指導の充実を図るとともに、幼稚園アシスタントを継続して配置したことで、安全に配慮した教育活動を行いました。幼児教育調査指導員による巡回指導・助言及び保護者に対する子育て相談を行いました。</p> <p>【教育政策担当】 計画どおり、青南幼稚園において、3歳児の定員を14名分増やしました。</p> <p>【学務課】 区立幼稚園の保育料について、国の法改正の考え方を踏まえ、区市町村民税77,101円未満の世帯について、小学校4年生以上の兄弟についても多子軽減の対象とし、第2子の保育料を半額、第3子以降を無料としました。また、ひとり親世帯等についても区市町村民税77,101円未満の世帯について、第1子の保育料を半額、第2子以降を無料としました。</p>	<p>【指導室】 「みなときつずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用した保護者の啓発を行うとともに、引き続きの「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進します。 幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。</p> <p>【教育政策担当】 特に応募が多い、3歳児の受け入れ体制の充実を図るため、白金台幼稚園の3歳児定員増を1年前倒しで実施します。</p> <p>【学務課】 区立幼稚園の保育料については、国が行う幼児教育無償化への段階的取組の動向を踏まえ、保育料の負担軽減等に取り組みます。</p>
<p>赤羽・高輪・本村・中之町・にじのはし幼稚園のほか、平成28年9月から新たに3園（三光・麻布・港南）において子育てサポート保育を開始します。 引き続き、地域の実態や多様な幼児教育のニーズに対応し、異年齢児との関わりや、主体的な活動をより促進させる通常保育と関連深い教育活動を行います。</p>	<p>平成28年度子育てサポート保育（預かり保育）について、実施園を5園から8園に拡大し、計画どおり実施しました。</p>	<p>平成29年6月から、新たに青南幼稚園が子育てサポート保育を開始し、実施園が9園に増えます。 引き続き、地域の実態や多様な幼児教育のニーズに対応し、異年齢児との関わりや、主体的な活動をより促進させる通常保育と関連深い教育活動を行います。</p>
<p>【保育担当】 「みなとっこ」の制度について副園長とプロジェクトを行い、より地域の保護者が利用しやすいように内容についての見直しを行います。 子育て支援研修を実施し、各保育園職員の質の向上を目指します。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者数を増加させます。</p>	<p>【保育担当】 「みなとっこ」については副園長及びプロジェクトで内容の確認を行い、今まで年1回開催していた親子コンサートを平成29年度より地区を分けて年3回開催することとしました。また保育体験についても見直しを図り、「保育体験はお子さんを預けた経験がない保護者が初めて子どもを預ける体験」と内容を変更し、みなとっこの手帳に新たに記載することを確認しました。 子育て支援研修に関しては「保護者を取り巻く環境から求められる子育て支援を考える」というテーマの研修を職員が受講し、質の向上を図りました。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 「保育園であそぼう」の延参加人数は前年度比で約12.7%減少（266名→232名）し、「みなとっこ」の登録者数は前年度比で約20%減少（139名→110名）しています。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 区立保育園では、在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援する事業を実施しました。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 赤坂管内区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めました。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 区立保育園では、在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援する事業を実施しました。</p>	<p>【保育課】 引き続き、「みなとっこ」の制度については保護者が利用しやすい内容の見直しを図り参加率向上を目指します。 子育て支援研修や施設見学を実施し各保育園職員の資質向上を図ります。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者数を増加させます。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者数を増加させます。</p>

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

		事業名	事業内容
2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。
		25 子育てセミナーの充実 【子ども家庭支援センター】	保護者が必要としている育児に役立つテーマを選定し、家庭での教育や子育てについて学習する講座を開催します。
		26 家庭教育学級(自主)の実施 【生涯学習推進課】	区立幼稚園、小・中学校の各PTA、社会教育関係団体に登録している子育てグループが、家庭教育に関するテーマについて学習する際、教育委員会が講師謝礼を負担します。
		27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施 【芝地区総合支所区民課】	芝地区総合支所管内で中高生と赤ちゃんとのふれあい体験型事業を実施します。芝地区総合支所管内の学校や子育て支援施設等で、中高生と赤ちゃんが接する機会をつくり、子どもへの接し方、親になることをイメージできるような仕組みをつくとともに、赤ちゃんと中高生の世代間交流を支えることで、地域全体の活性化をめざします。
		28 よちよち子育て交流会の実施 【赤坂地区総合支所区民課】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、赤坂区民センターの乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士等の専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぼーと」の「子育て家族支援者」等の地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。
		29 ほっとひといき子育て支援事業の実施 【高輪地区総合支所区民課】	地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに保護者の持つ力を高めます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、ホームページやお知らせで周知するとともに、地域や近隣の児童施設等と連携をとり、事業のPRに努めます。</p> <p>【学務課】 引き続き、親子や地域の人の参加を促し、一緒に楽しめる遊びの内容を充実させていきます。 園庭開放や未就園児の会で、地域の子どもたちや在園児と交流する機会を増やし、各幼稚園での工夫を凝らした運営により、未就園児対策を図ります。</p> <p>【指導室】 保育園、幼稚園及び小学校と家庭とが連携した就学前教育を推進するため、3歳児・4歳児向けの家庭で大切にしたいことハンドブック（仮）を作成します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 芝浦港南地区管内区立保育園及びこども園で事業の周知に努め実施しました。</p> <p>【学務課】 区立幼稚園では未就園児に対して「未就園児の会」を実施し、年間300回以上遊び場を提供しました。</p> <p>【指導室】 幼稚園・保育園等と家庭が連携して子どもの健やかな成長を支えるために、「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を作成し、港区内の公私立幼稚園・保育園に配付しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」「みなとっこ」の周知を園だより、ホームページ等でPRを行い、事業の周知に努め事業を実施します。</p> <p>【学務課】 引き続き、親子や地域の人の参加を促し、一緒に楽しめる遊びの内容を充実させていきます。 園庭開放や未就園児の会で、地域の子どもたちや在園児と交流する機会を増やし、各幼稚園での工夫を凝らした運営により、未就園児対策を図ります。</p> <p>【指導室】 保育園、幼稚園及び小学校と家庭とが連携した就学前教育を推進するため、「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」の活用を促進します。</p>
<p>子ども家庭支援センターで多文化子育て講座や防災パパ講座など港区の地域性に合わせた講座等を実施します。</p>	<p>「パパのためのナチュラル防災講座（体験講座）」「子育て講座」「ポジティブ・ディシプリン（体験型ワークショップ）」「多文化講座」など、参加者同士がともに学び合い仲間づくりのきっかけとなる講座を開催し子育て不安の解消、子育て力の向上を図りました。</p>	<p>子ども家庭支援センターで多文化子育て講座や防災講座など港区の地域性に合わせた講座等を実施します。</p>
<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>	<p>平成28年度は、PTAが実施した家庭教育学級23件（幼稚園16件、小学校5件、中学校2件）の講師謝礼を負担し、保護者の学習機会を支援しました。</p>	<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>
<p>中学生と乳幼児が触れ合い、子どもへの接し方や親になるイメージを持てるような講座を中学校2校を対象に開催します。</p>	<p>御成門中学校・三田中学校の3年生を対象に体験型講座を各校2回実施しました。 港区の母子24組が講師となり、183名の生徒たちに妊娠・出産・育児の話や赤ちゃんとのふれあい、育児体験を行いました。 アンケートでは、「親になるイメージを感じることができたか」について1回目42%から2回目59%に増加しています。また94%の生徒は「子どもを持つこと」や「育てること」を考えるきっかけとなったと回答しています。</p>	<p>乳幼児への接し方や親になるイメージを持てるような講座を中学校2校に加え、小学校1校でも実施します。</p>
<p>赤坂区民センター乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を毎月開催します。</p>	<p>「よちよち子育て交流会」を月1、2回開催しました。講座や手遊びなどを行い、保護者の交流を図りました。（平成28年度実績：377名）</p>	<p>赤坂区民センター乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を毎月開催します。</p>
<p>一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。</p>	<p>ほっとひといき子育てサロンは、ミニ講座や情報交換を通じて保護者の友達づくりや交流の場を提供し、保護者の持つ力を高めました。平成28年度実績12回。ほっとひといき子育て相談は、働く保護者が参加しやすいよう、土曜日にも実施しています。</p> <p>平成28年度実績 ほっとひといき子育てサロン：年12回実施、延人数281名 ほっとひといき子育て相談：年84回実施、延人数1,648名</p>	<p>一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	30 子育てあんしんプロジェクトの実施 【芝浦港南地区総合支所区民課】 保健師・助産師・栄養士・臨床心理士によるプロジェクトチームが地区内の児童施設等を会場に、子育てに関するノウハウを提供し、個別の相談を中心とした事業を実施して、子育ての不安や悩みを解消することで、地域の子育て環境をつくります。
			31 子育て王国基金の運営実施 【人権・男女平等参画担当】 ※平成28年度から子ども家庭課に移管 基金を活用して地域の子育て環境を充実させます。
			32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】 児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>地区内9施設との連携により、年間94回の開催を予定しています。引き続き、子育ての不安や悩みを保健師等の専門職と相談できる環境を維持し、保護者同士の交流の場にしていきます。また、今年度より臨床心理士が加わり、子どもの発達相談、母の気持ちの相談等対応していきます。</p>	<p>育児相談、保護者同士の交流を、芝浦港南地区内の児童施設等で96回実施し、延べ5,328人利用しました。</p>	<p>地区内9施設との連携により、年間94回の開催を予定しています。引き続き、子育ての不安や悩みを保健師等の専門職と相談できる環境を維持し、保護者同士の交流の場にしていきます。また、今年度より臨床心理士が加わり、子どもの発達相談、母の気持ちの相談等対応していきます。</p>
<p>仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるため、基金の活用を検討します。</p>	<p>平成28年度7事業を基金充当事業としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻布地区おもちゃライブラリー (麻布地区総合支所管理課) ・赤坂・青山子ども中高生共育(ともいく)事業 (赤坂地区総合支所協働推進課) ・赤坂・青山SPORTS LIFE(赤坂地区総合支所協働推進課) ・よちよち子育て交流会(赤坂地区総合支所区民課) ・ほっとひといき子育て支援事業 (高輪地区総合支所区民課) ・芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト (芝浦港南地区総合支所区民課) ・出産・子育て応援メール配信事業 (子ども家庭支援センター) <p>また、平成29年度の基金充当事業について検討し、これまでの充当事業に加え、新たに待機児童の解消策や子どもの未来応援施策など喫緊の課題に対応する事業についても、基金を活用することとしました。</p>	<p>引き続き、仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。</p>
<p>【子ども家庭課】 学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、引き続き学童クラブ定員の拡大に努めます。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。</p> <p>放課G0→クラブおなりもん 定員30名→35名</p> <p>放課G0→クラブしば 定員180名</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。</p> <p>放課G0→クラブこうがい 定員48名→75名</p> <p>放課G0→クラブあざぶ 定員30名→36名</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域と連携、連絡を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 放課G0→クラブあかばね、放課G0→クラブあかさか(各定員30名)の新設(平成29年度)に向けて、5か所の学童クラブで定員を拡大(計185名)しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 放課G0→クラブあかばね、放課G0→クラブあかさか(各定員30名)の新設(平成29年度)に向けて、5か所の学童クラブで定員を拡大(計185名)しました。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 学童クラブの定員を拡大し、学童クラブが、放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、より多くの利用者のニーズに応えることができました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 学童クラブの定員を拡大し、育児しながら働く女性への子育て支援環境の整備に努めました。</p> <p>放課G0→クラブおなりもん 定員30名→35名</p> <p>放課G0→クラブしば 定員180名</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 放課G0→クラブ 5クラブ 飯倉学童クラブ 麻布子ども中高生プラザ で実施。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、学童クラブの定員の拡大を行います。</p> <p>【芝地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、新たに学童クラブを開室します。</p> <p>放課G0→クラブあかばね 定員30名</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。</p> <p>放課G0→クラブこうがい 定員75名→100名</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域と連携、連絡を図ります。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・ バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】
			児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。
	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	33 ひとり親家庭等医療費助成 【子ども家庭課】
			所得限度額未満のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と15歳～18歳のその児童を対象に、医療費の自己負担分の一部を助成します。
			34 ホームヘルプサービスの充実 【子ども家庭課】
			小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
			35 休養ホーム事業の実施 【子ども家庭課】
			15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭に日帰りや宿泊のレジャー施設の補助を行います。
			36 児童育成手当等の支給 【子ども家庭課】
			育成手当を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親家庭に支給します。また、障害手当を20歳未満で障害のある児童を扶養する家庭に支給します。なお、東京都の制度に基づく支給要件・支給制限があります。
		37 母子生活支援施設入所実施 【子ども家庭課】	
		生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、入所の決定を行います。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、地域の学童クラブ入会状況を把握し、待機児童が発生しないように努めます。</p> <p>【生涯学習推進課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図ります。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 学童クラブ 6クラブ 放課後児童（健全）育成事業 12クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 6クラブ 緊急暫定学童クラブ事業 5クラブ で実施。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 育児しながら働く女性を支援するため、待機児童問題の解消に向けた取組として、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図りました。平成27年度学童クラブの定員合計2,403名から、平成28年度学童クラブ定員合計2,670名となり、267名の定員増となりました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 港南子ども中高生プラザ学童クラブの定員拡大を行うとともに、待機児童が発生しないように子ども家庭支援部と協力し、緊急暫定学童クラブの開設を進めました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 子ども家庭支援部と協力し、平成29年度港南子ども中高生プラザ学童クラブの定員を拡大及び緊急暫定学童クラブの開設に向けて整備しました。</p> <p>港南子ども中高生プラザ 定員384名→400名</p> <p>【生涯学習推進課】 平成28年度は、放課GO→あかばね、放課GO→あかさかの放課GO→クラブ化の準備を行い、平成29年度から放課GO→クラブあかばね、放課GO→クラブあかさかに移行しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 平成28年度は、放課GO→あかばね、放課GO→あかさかの放課GO→クラブ化の準備を行い、平成29年度から放課GO→クラブあかばね、放課GO→クラブあかさかに移行しました。放課GO→クラブ化に伴い、開所時間が延長しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 子ども家庭支援部と協力し、学童クラブの入会状況及び小学校の入学推移を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所の確保を行います。</p> <p>【生涯学習推進課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図ります。</p>
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者が偏らずに制度の利用ができるよう広く制度を周知し、適正かつ円滑迅速に助成をしました。 平成28年度受給者数 1,362名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
サービスを必要とするひとり親家庭の父または母の利用が一部に偏ることのないように、ひとり親家庭に広く周知し、適切に利用できるよう努めます。	ひとり親家庭の父または母が偏りなく、適正に利用できるよう広く周知し、援助しました。 平成28年度ホームヘルプサービス 利用回数 4,880回 利用時間数 11,999時間	引き続き、対象者が公平かつ適正に利用してもらえるよう、広く周知し、ひとり親家庭の日常生活に必要な援助を行います。
平成27年度に実施したアンケートの結果と利用状況から検討した結果、宿泊施設を廃止し、日帰り施設を充実させ、ひとり親家庭の心身の健康増進に努めます。また、多くのひとり親家庭に利用してもらえるよう広く周知します。	ひとり親家庭の心身の健康増進のため、指定日帰り施設を2か所増やし、多くのひとり親家庭に利用してもらえるよう、広く周知しました。 平成28年度休養ホーム事業利用人数 1,256名	対象者をひとり親家庭だけでなく、区が定める所得基準に該当する世帯に拡大し、子どもの未来応援事業のひとつとして、「親子ふれあい助成事業」を実施します。多くの対象者に利用してもらうため、利用申請書を対象者に郵送します。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成28年度受給者数 1,533名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、母子の生活状況、必要性等を丁寧に聞き取り、的確な施設を選択し、ドメスティック・バイオレンス被害者や母子の生活安定を図ります。	ドメスティック・バイオレンス被害者をはじめとし、子どもの養育が困難な状態にある母子の安全を守り、生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所を実施しました。 平成28年度母子生活支援施設新規入所者数 2名	引き続き、ドメスティック・バイオレンス被害者をはじめとし、子どもの養育が困難な状態にある母子の安全を守り、生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所を実施します。

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
			39 児童扶養手当の支給【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	41 高齢者の就業支援【保健福祉課】	技術や働く意欲がある高齢者に男女を問わず平等にその能力を活用する機会をシルバー人材センターやアクティブシニア就業支援センターにより提供していきます。
			42 障害者の就労自立支援【障害者福祉課】	障害者の自立を図ることを目的に、NPO法人みなと障がい者福祉事業団を中心に就労支援事業を実施します。
			43 老人クラブの育成と運営助成【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】	高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
引き続き、適正な審査とともに、正確かつ円滑な貸付業務に努め、制度を利用するひとり親家庭へ支援をします。また、貸付金償還業務において、定期的な督促状送付、催告通知を実施し東京都及び港区債権管理条例に従って適正な債権管理を行います。	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を、適正な審査のもと、円滑な事務を行い、制度の利用を必要とするひとり親家庭への支援を行いました。また、定期的な督促状送付、催告通知を行い適正な債権管理を行いました。	引き続き、母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を、適正な審査のもと、円滑な事務を行い、制度の利用を必要とするひとり親家庭への支援を行います。また、定期的な督促状送付及び催告通知、債権状況把握のための調査により、適正な債権管理を行います。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成28年度受給者数 1,086名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
対象者の状況や希望を面接で丁寧に聴き取ったうえで、ハローワークや港区生活・就労支援センター、生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親の就労を支援します。	相談者の状況や希望を丁寧に聴き取り、港区生活・就労支援センターや生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労支援を行いました。また、ハローワークや近隣区との連絡会に出席し、情報共有しました。	引き続き、相談者の状況や希望を丁寧に聴き取り、港区生活・就労支援センターやハローワーク、生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労支援を行います。また、関係機関の連絡会等により、情報共有を図ります。
引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。	港区シルバー人材センターの契約金額は、前年度比3.1%増で、714,995,803円でした。 就業延日人員は、前年度比2.9%増で、148,820名でした。 みなど*しごと55（アクティブシニア就業支援センター）の新規求職者数は1,009名、就職者数233名、就職率は23.1%でした。 港区シルバー人材センター、みなど*しごと55（アクティブシニア就業支援センター）に運営費、事業費の補助金を支出しました。	引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。
一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。また、みなど障がい者福祉事業団において、重度肢体不自由児の就労を支援する就労移行支援クラスを設置するとともに、精神障害者の就労支援を一層強化します。	平成28年度には障害者就労関係の事業所は19か所となり、みなど障がい者福祉事業団が事務局として、定期的な就労支援ネットワーク会議の開催（全3回）に加え、平成28年度から就労移行支援事業所連絡会を立ち上げ連携強化に努めました。また、事業団に新たな肢体不自由者も利用できる、パソコン作業のプログラムを導入した就労移行支援クラスを設けました。	区内就労支援事業所のコーディネーターを行う就労支援員を配置し、発注業務の掘り起こしと受注業務の分配・調整を行い、区内民間企業と就労支援事業所との橋渡しをします。 また、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。
【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、助成金の支出をし、各団体の平均年齢が上がっていく中、よりよく高齢者が生きがいを感じて暮らしていけるように活動助成をしていきます。 【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいを支援します。	【芝地区総合支所協働推進課】 芝地区内15団体に対し、助成金を支出しました。 【麻布地区総合支所協働推進課】 麻布地区内の老人クラブ9クラブのうち、女性会長は3名です。 (補助金306,000円×2、330,000円×7 計2,922,000円)	【芝地区総合支所協働推進課】 よりすみやかに助成金の支出をし、高齢者が活動資金に不安を抱えず、生きがいを感じて暮らしていけるような活動助成をしていきます。 【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいを支援します。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	43 老人クラブの育成と運営助成 【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】
			高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。
			44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがづくりの応援 【各総合支所管理課】
			敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。
			45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援 【障害者福祉課】
			精神障害者への日常生活の支援や相談、地域交流活動等を行い、社会復帰及び社会参加を促進し、自立を支援します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を支援します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 6団体、1,884千円の助成をしています。 ・赤坂親和会（72名）：男性18名、女性54名 ・赤坂和合会（43名）：男性4名、女性39名 ・青山常盤会（60名）：男性3名、女性57名 ・青山富士見会（38名）：男性11名、女性27名 ・福寿会（41名）：男性18名、女性23名 ・青山あすなるクラブ（40名）：男性22名、女性18名 総計294名 会長は、男性3名、女性3名</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 会員数に応じた助成金を交付し、老人クラブの運営を支援、育成に取り組みました。 ・団体数：8 ・女性会長：3名 （平成29年3月31日現在）</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 12団体に対し、3,816千円を助成しました。 また、芝浦港南地区総合支所管内の老人クラブ同士の交流を深めるため、ポッチャ練習会及び大会、グランドゴルフ練習会を開催しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>	<p>【保健福祉課】 高齢者が地域社会と一体となり、自主的な活動をする区内の50の老人クラブ及び港区老人クラブ連合会に対して助成金を交付し、その活動を支援しました。</p>	<p>【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえるさまざまな事業を実施していきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえるさまざまな事業を実施していきます。</p>
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、各地域の特徴を生かした事業を展開し、利用者のさらなる獲得を図ります。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図りました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p>
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、多くの人に利用される事業を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 お知らせやポスターで事業の周知を行い、新たに男性利用者に向けた事業を展開し、利用促進に努めました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、多くの人に利用される事業を実施します。</p>
<p>創作的活動等の講習会事業の充実を図ります。 サービス等利用計画支援の充実を図ります。</p>	<p>精神障害者地域活動支援センターの利用を通じて、社会参加・交流の機会を提供します。 平成28年度実績 登録者169名（3月末時点） 障害福祉サービス利用に際しての利用計画作成支援を通じて、社会復帰の支援を行います。 平成28年度実績 計画相談支援契約者数50名（3月末時点）</p>	<p>精神障害者地域活動支援センター登録者の増加を図ります。 区立施設として、課題の多い対象者の支援を中心に計画相談を実施するため、契約者数を大きく増加させる予定はありませんが、適切な訪問等を通じ、丁寧な支援を行います。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	46 家庭訪問保健指導の実施 【各総合支所区民課】
			心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。
			47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 【高齢者支援課】
			介護予防総合センター（ラクっちゃん）を中核に、各地域で介護予防事業を実施し、高齢者の健康増進、介護予防等に役立ちます。
		48 自立訓練（機能訓練）事業の実施 【障害者福祉課】	在宅で18歳以上の身体障害がある人に対し、障害保健福祉センターで、利用者の自立及び社会参加の促進を図る事業を実施することで健康の保持増進をします。
		49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 【高齢者支援課】	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中、生活環境の変化や多様化するニーズに対応し、自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う配食サービスや、家事援助サービス、緊急通報システム等のサービスを提供し、在宅生活の支援を充実させます。また、各地区に配置したふれあい相談員による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援を進めます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の心身の健康について、訪問・面接・電話等により健康相談や保健指導を実施し、必要時継続的に相談支援を行いました。また、必要時、関係機関と連携をとり、適切な支援を受けることができるように調整を行いました。</p> <p>(平成28年度) 家庭訪問数 312件 電話相談数 1,025件 面接相談数 862件 関係機関連絡 1,241件</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>
<p>【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 相談の内容により、関係機関と連携を図りながら、家庭訪問指導を実施しました。</p> <p>平成28年度実績：237件</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。</p>
<p>【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施しました。相談内容が複数の部署にまたがる場合は、関係者会議の調整を行い、必要に応じてカンファレンスやケースワークを実施し、適切な支援を行いました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図りながら、保健師による家庭訪問を、延べ445件実施しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。</p>
<p>介護予防の活動を介護予防総合センターから、区の介護予防事業やみんなといきいき体操などを広く周知します。また、イベント等を通して、いきいきプラザ等と連携して、普及啓発に努めます。みんなとオレンジカフェについては、各地区で着実に実施するとともに、幅広く参加してもらえるよう、日程等を工夫した開催を行います。</p>	<p>介護予防総合センターを中核機関とし、いきいきプラザ等とも連携をとりながら、介護予防事業の内容の充実を図るとともに周知に努めてきました。また、参加率が比較的低い男性高齢者の参加を促すため、「いきメン（いきいきした男性（メンズ）高齢者）の集い」等のイベントを通じてみんなといきいき体操の普及啓発に取り組みました。みんなとオレンジカフェについては、各地区、毎月（8月除く）着実に実施しました。また、各地区で定期と異なる場所や時間で実施することで、幅広く参加してもらえるよう、取り組みました。</p>	<p>引き続き、介護予防総合センターを中核として、高齢者の居場所といきいきづくりにつながる介護予防事業を展開していくとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。また、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進していきます。</p>
<p>引き続き、事業所や医療機関等への周知や啓発を実施していきます。</p>	<p>事業所や医療機関、広報みなと等での周知を行い、利用者は増加傾向にあります。</p>	<p>利用者の要望を聞き取りながら、事業内容の充実を図ります。</p>
<p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めています。サービスが必要としている人に、適切なサービス受給を行えるよう、法改正による総合事業との兼合いも考慮しながら事業について検討を行っています。</p>	<p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。 さらに、4月から新たに生活支援体制整備事業を実施し、関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築 【高齢者支援課】	地域の多様な主体と連携した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体・関係機関と区との連携を図り、総合的なセーフティネットワークを構築します。
			51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施 【高齢者支援課】	高齢者虐待防止対策を実施していきます。 ①高齢者虐待防止に向けた関係機関、関係者のスキルアップ及びネットワーク強化 ②対象別啓発活動 ③継続的介護家族支援 ④介護家族の会を支援する人材の育成
			52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施 【障害者福祉課】	障害者虐待防止センターでは相談窓口を開設し、障害者虐待防止に係る相談受付や通報の受理、養護者に対する支援を行います。また、関係機関とのネットワーク強化に努め、地域の支援体制の強化を図ります。
		2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	53 介護保険制度の普及・啓発 【介護保険担当】	介護保険制度やサービスの利用方法、サービス事業者に関する情報を、啓発誌・窓口等で提供し、区民が介護サービスを十分かつ適切に利用できるよう取り組みます。
			54 介護人材の確保・支援 【介護保険担当】	介護人材を確保するため区内の事業所で介護に従事することを要件に介護の資格取得の助成を行います。
			55 施設入所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備・充実を図ります。障害者支援施設等でのサービスの充実を図ります。
		56 通所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者在宅サービスセンター等の施設で高齢者に対し、また障害保健福祉センター等で障害者に対し、日常生活能力等の訓練を通所で実施します。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
引き続き、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。	東京都が進めている「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」及び「ながら見守り連携事業」の協定によって、事業者との連携を深めています。 平成28年度目標としていた郵便事業者との協定に関しては、既に「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」を締結しており、さらに「ながら見守り連携事業」を区と締結する予定です。	引き続き、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。
啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。	①高齢者支援者向け事例検討研修を実施し、対応能力の向上に努めました。 6回実施 74名参加 ②講座内容の充実を図り、介護家族の会の支援者育成の講座を実施しました。 基礎講座 1回（3日間） 59名参加 フォローアップ講座1回（1日間） 13名参加	引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。
相談支援事業者や総合支所のケースワーカーと認定調査員、就労移行支援事業所等との連携を強化し、障害者の虐待の早期発見と早期対応に努め、障害者の自立と安全の確保、権利擁護をめざします。	障害者の虐待通報や相談に対して、迅速に対応しています。虐待案件として継続的な支援が必要なケースについては、総合支所と連携し、長期的・継続的な支援を行っております。障害者の虐待防止について、区民や施設職員に対して、理解を深めるための講演会を開催し、周知啓発に努めています。	相談支援事業者や総合支所のケースワーカーと認定調査員、就労移行支援事業所等との連携を強化し、障害者の虐待の早期発見と早期対応に努め、障害者の自立と安全の確保、権利擁護を目指します。
あらためて制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。	各種啓発・情報冊子の発行・協力による普及啓発を実施しました。 「あったかいね！介護保険」 10,000冊 「あんしん介護保険」 5,000部 「ハートページ」（フリーペーパー） 5,000冊 「介護保険制度外国語版パンフレット」1,500冊 今後もあらゆる機会を捉え、介護保険法改正による新たなサービスも含め、介護サービスを安心して受けられるよう周知に努めます。	引き続き、制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。
引き続き、介護人材を確保するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。	資格取得の助成、福祉のごと面接・相談会等の事業実施にあたり、広く人権に配慮し、介護人材の育成に努めました。	引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。 【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携充実に努めるとともに、計画している入所施設の整備について、障害者等からの声を聞きながら進めていきます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。 【障害者福祉課】 障害者入所施設のサービスについては、障害者とその家族、及び障害者団体の要望等を踏まえながら、充実に努めています。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。 【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携充実に努めるとともに、計画している入所施設の整備について、障害者等からの声を聞きながら進めていきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。 【障害者福祉課】 今後も利用者の希望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。	【高齢者支援課】 日常的に通所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。 【障害者福祉課】 利用者からの要望等を踏まえ、サービスの充実に取り組んでいます。また、要望等があった場合にはできるだけ速やかな対応に努めています。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。 【障害者福祉課】 今後も利用者の希望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	57 ショートステイの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	(短期入所生活介護) 特別養護老人ホーム等に1週間程度入所して、日常生活の世話や機能訓練を行います。 (短期入所療養介護) 介護療養型医療施設等に1週間程度入所して、必要な医療的処置及び日常生活の世話や機能訓練を行います。 (ショートステイ(レスパイト保護)) 心身障害者の介護者が休養を取る際に、月に7日以内、年間24日以内のショートステイ事業が利用できます。
			58 緊急一時保護の実施 【障害者福祉課】	在宅の常時介護を必要とする障害者がいる家庭で、日常の介護が緊急または一時的な理由で介護できないとき等に、応急的に障害保健福祉センターで保護します。
	5 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の長時間労働の見直しの促進	59 稼動年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小 【人権・男女平等参画担当】	区民、特に現役世代の男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差を縮小するため啓発に努めます。
			1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		2 男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	60 男性向け講座の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで定年前の男性向けの地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座などを充実させ、男性が人生を豊かにし自分らしく生きていくことを支援します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p> <p>【障害者福祉課】 レスパイトや緊急一時保護の利用が充実するように、区内の利用施設内で調整し、短期入所の充実を図ります。 利用者の増加に対応するため、居室の増設工事を実施し、平成28年度中に開設します。今後、対象者の拡大等も検討していきます。</p>	<p>【高齢者支援課】 日常的に利用者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。</p> <p>【障害者福祉課】 利用者の増加に対し、居室の増設工事を行いました。しかし、工事の不調等で工期が延長したため、平成29年5月の開設予定です。 利用者が安全に利用できるよう職員の充実も図りましたが、利用者の要望として、休日、祝日等の利用ができない、という要望には2室増設したため、多少解消はできたと思いますが、全て解消はできていない現状です。</p> <p>平成28年度実績 694件（延べ1,298泊）</p>	<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p> <p>【障害者福祉課】 利用者の要望を聞き取りながら、区内の利用施設との調整などを行い、緊急一時保護やレスパイトの充実を図ります。</p>
<p>今後も利用者の要望等を丁寧に聞き取りながら、円滑な事業運営に努めます。</p>	<p>利用者の増加に対し、居室の増設工事を行いました。しかし、工事の不調等で工期が延長したため、平成29年5月の開設予定です。 利用者が安全に利用できるよう職員の充実も図りました。</p> <p>平成28年度実績 34件（延べ197泊）</p>	<p>利用者の要望を聞き取りながら緊急時に対応できるよう区内の施設と調整していきます。</p>
<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランスハンドブック～2016～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布し、中小企業事業者に対しワーク・ライフ・バランス導入の啓発を行います。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業の申込時等に、冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を配布し、男性の長時間労働削減に向け、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業の申込時等に、冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を配布し、男性の長時間労働削減に向け、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。</p>	<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布し、中小企業事業者に対しワーク・ライフ・バランス導入の啓発を行います。</p>
<p>新規認定5社 更新企業7社 継続認定とあわせて計39社</p>	<p>平成28年4月18日から6月30日まで新規申請を受け付け、22社から申請を受け、5社認定しました。 更新企業6社 継続認定27社とあわせて合計38社となりました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の新規申請時の提出書類「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目3つを追加し、積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。認定事業者の取組事例については、認定証交付式会場で紹介したほか、広報特集番組やホームページ等で周知しました。 このほか、企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボス講演会では、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組の紹介や、これから取組の推進を検討している企業の担当者に向けて、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。</p>	<p>新規認定22社 更新企業5社 継続認定とあわせて計60社</p>
<p>乳幼児期の子どもを持つ父親向けの講座は助成事業にて実施することになっています。その講座は全5回の2期制と充実した内容であるため、男女平等参画センター（リーブラ）の主催講座でももう少し年齢が高い子どもを持つ親を対象とした講座として学童保育関連講座を実施します。シニア男性向け講座は今年度は実施対象年度ではありません。</p>	<p>団体育成支援事業として、ファザーリング・ジャパン大江戸による「パパ寺子屋事業」や、地域の団体のランウェイによる「高輪父親学級」を実施しました。リーブラ主催の「小1の壁を乗り越える講座」「男性の非暴力宣言」など、子育て世代の男性の集客につながる事業を5講座（計17コマ）実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 団体育成支援事業や保育園入園講座、学童保育講座において、固定的な性別役割分担意識解消の視点で講座を実施しました。 企業向け出前講座では、ハラスメント予防講座を1件実施しました。業務上の指導とハラスメントの境界線があいまいであることが問題やトラブルの原因になる可能性を指摘しました。裁判になった場合の会社経営への影響や、そうした事態を防ぐための日常業務からの取組の必要性などを学びました。</p>	<p>助成事業でも継続して男性も参加可能な講座を実施する予定ですが、リーブラ主催講座では、家事・育児へ関わる男性の心理面での変化を意識した講座や、男らしさの縛りに苦しむ男性の思いを男性学の視点から解きほぐす講座など幅広い視点で実施します。</p>

		事業名	事業内容
目標 1	5 男性の家庭・地域への参加促進	2 男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 【人権・男女平等参画担当】 「仕事と子育て両立支援制度」を再構築し、男性の子育て支援奨励金や介護支援奨励金を創設し、中小企業における男性従業員の育児参加を促進し、介護による離職の防止を図ります。
	ワーク・ライフ・バランスを推進する		

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなど、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間パネル展（6月16日～24日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、イクボスフォーラム、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は前年度（6件）に比べて大幅に増加（27件）しました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>

目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

施策の方向

事業名

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 審議会等委員の男女バランスへの配慮
責任項目3

62 審議会等委員の女性参画の推進
63 性別にかかわらず参加できる工夫

2 女性のエンパワーメント支援

64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援
65 女性のネットワークづくりの推進

3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進

66 男女平等参画推進の取組への働きかけ

課題2 働く場における男女平等参画の推進

1 女性の就労支援
責任項目4

67 女性の就職・再就職支援
68 女性の起業支援《新規》

2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ

1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲）
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲）
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲）

3 在勤者への働きかけ

69 在勤者向け講座・講演会の開催
70 在勤者への雇用関係情報の提供

課題3 地域活動の場における男女平等参画の促進

1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進

71 区民参画による地域事業等の推進
72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進
73 チャレンジコミュニティ大学の充実

2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進

74 平和関連事業の充実
75 国際理解教育の充実
76 国際化の推進

3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進

77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進《新規》
78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備
79 区施設への授乳コーナー等の整備
80 バリアのないまちづくりの情報提供

4 防災分野における男女平等参画の推進

81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進《新規》
82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進《新規》

5 環境分野における男女平等参画の推進

83 男女ともに参画する環境学習の推進《新規》

課題4 教育の場における男女平等参画の推進

1 幼少期からの男女平等参画の推進
責任項目5

84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》
86 学校教育における男女平等教育の推進
87 ふれあい体験の充実
88 性教育の推進
89 生活力を身につける教育の実践
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成
91 私立学校への働きかけ

2 生涯学習における男女平等参画の推進

92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介
93 男女平等参画講座等の実施

課題5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進

1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

94 性別役割分担意識解消のための啓発
95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営
97 各種相談の連携・連絡調整
98 人権身の上相談等の実施

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 【責任項目3】	62 審議会等委員の女性参画の推進 【審議会担当課】 これまで取組を進めてきた結果、徐々に女性委員参画率は向上しているものの、いまだ女性委員が全くいない審議会等が存在するなど施策や方針決定への女性の意見の反映は十分ではありません。男女が対等な立場で責任を分かち合い意見が平等に反映されることは大変重要です。審議会等の女性委員比率を向上させるよう取組を進めます。
			63 性別にかかわらず参加できる工夫 【審議会担当課】 審議会等に子育て世代が参加を妨げられないよう、開催にあたり保育をつけることや、昼間働いている人が参加できるように夜間開催するなど、性別によって参加を妨げる要因を取り除く工夫をします。
	2 女性のエンパワメント支援	64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 【人権・男女平等参画担当】	女性リーダーを育成するための講座、起業するためのノウハウを学ぶ講座等を関係団体と連携して実施します。
		65 女性のネットワークづくりの推進 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	66 男女平等参画推進の取組への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	啓発を兼ねてアンケートなど事業主に実施します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>審議会等における女性委員比率を33%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。</p>	<p>女性委員の割合 平成29年4月1日現在 35.0%</p> <p>女性委員のいない審議会 6</p>	<p>審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。</p>
<p>委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。</p>	<p>委員募集時から性別にかかわらず参加できるよう、一時保育付、夜間開催等、参加しやすい工夫をしました。</p>	<p>委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。</p>
<p>女性活躍推進法への注目が集まる年でもあるので、区内事業所の人事・総務担当者などを対象とした制度運用に関する講座を実施します。また、女性活躍推進の一環として、「女性の職域拡大の講座」を開催します。これまで男性が占めていたさまざまな職場で活躍する女性を講師に招いた講演会を開催します。</p>	<p>「女性の職域拡大講座」では、造船・建築など従来、男性が多いとされてきた職場で、管理職や現場監督者として活躍する女性を招き、実体験を中心とした講演を行いました。理論だけでなく、自身の体験を直接聞ける機会として、高い満足を得られる事業となりました。また、「女性活躍推進セミナー」でも、企業の人事担当者と著名人が対談形式で事業を行い、小さなことから始め、改善を重ねることで社内全体の影響を高めた経緯などが具体的に示され、参加された他企業の関係者にも実践可能なノウハウを提供できました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 女性の職域拡大に関わる講座を実施しました。女性の船長、現場監督、航空機整備士を講師として招き、男性が多い職場において女性が活躍することの意味や働くことへの姿勢、体験談等を語ってもらいました。</p>	<p>女性活躍を推進するためには、より若い年代の女性を対象に、早めに啓発していくことが重要だという考えが広がっています。平成29年度は、若年女性に特化したエンパワーメント講座を連続で開催します。</p>
<p>今年度も年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。</p>	<p>利用者懇談会を2回開催しました。「学ぼう！男女平等」では、各国の社会進出における男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数」を取り上げ、世界と日本の男女平等を比較しました。その後、登録団体向けに個別に出前講座を展開することにもつながりました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 スウェーデンとニュージーランドの大使館関係者を招いて、同国内での女性活躍の状況を歴史をたどりながら語る講座を実施しました。親子や夫婦での参加を促し、また、各国の料理体験も踏まえた内容で、他国の推進状況やこれから日本で進むべき方向性を楽しみながら学ぶ機会を提供しました。</p>	<p>今年度も利用者懇談会を年2回開催します。引き続き、「学ぼう！男女平等」を通じて、利用者同士の交流、男女平等参画推進のための学習機会とします。また、自分たちの活動と男女平等との関係性についての理解を促すための支援を行います。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>男女平等参画センター（リーブラ）で、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業を周知しました。また、インターンシップ講座「しあわせに働くための企業選びと働き方講座」に参加した学生が館外学習として、平成27年度ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業者の2社を訪問し、インタビューを実施しました。その様子は、平成29年3月発行の男女平等参画情報誌「オアシス」第52号に掲載しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 女性リーダー・管理職講座を実施しました。時代とともに求められるリーダー像が変化してきていることを念頭に、講師がカウンセラーやコンサルティング業務を通じて出会う女性管理職の様子や活躍ぶりを具体的に示しながら話を進めることで、自分らしさとリーダーシップを掛け合わせた自分なりのリーダー像を思い描ける機会を提供しました。</p>	<p>今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うほか、認定企業のPRや連携等を可能な限り実施します。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	1 女性の就労支援 【責任項目4】	67 女性の就職・再就職支援 【人権・男女平等参画担当】 【産業振興課】
			再就職をめざす女性が就職活動に必要なノウハウや、職業人として身につけるべきビジネススキル等のポイントを実践的に学べる講座を実施します。
			68 女性の起業支援 【人権・男女平等参画担当】
			女性の経済力を向上する一環としてノウハウを学ぶ講座から資金助成まで総合的に支援します。
	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	1 ワーク・ライフ・バランス推進 企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、女性の再就職支援に関する講座は、産業振興課とハローワーク品川との共催で実施します。講座内容は、昨年度に引き続き、全5回の学習講座に加えて、区内中小企業との面接会も含めた形で実施します。</p> <p>【産業振興課】 10月にセミナーを5回実施。面接会を1回実施し女性の再就職を支援します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 全5回の再就職支援講座を産業振興課とハローワーク品川との共催で開催しました。同講座では、自分自身がキャリアを通じて身につけた能力や資格、スキルの棚卸しなどを通じて強みや長所を把握し、欠点を補うために取り組むべきことを把握するワークや、履歴書の記載方法やPRにつながる自己表現の仕方、面接対策等の実践的な内容も包含した総合的なプログラムで実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 産業振興課とハローワーク品川との共催事業として、女性のための再就職支援講座を開催しました。スキルの棚卸しや家族との思いや目標の共有の他、履歴書の書き方や面接対応など実践的な内容で実施しました。また、区内の中小企業との面接会も開催し、学んだ内容を具体的な行動につなげました。</p> <p>【産業振興課】 10月に女性のための再就職支援セミナーを5回実施し、最終日には両立支援企業による就職面接会を実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 正社員への転換を希望する非正規雇用者に対しては、ハローワーク品川共催のセミナーを10月に5回、面接会を1回実施し、女性の再就職を支援しました。セミナー参加者は合計122名。就職面接会には8名参加し、そのうち3名の採用が決定しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も同様の事業を開催します。関係部署と連絡を取り合いながら、参加者を増やすために積極的にPRしていきます。</p> <p>【産業振興課】 10月にセミナーを5回実施。面接会を1回実施し女性の再就職を支援します。</p>
<p>前年度と同様に女性向けの起業講座を連続講座として開催します。</p>	<p>女性向け起業講座を開催しました。定員を超える申込があり、区民ニーズの高さを実感できました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 女性対象の起業講座を開催しました。申込が大変多く寄せられました。内容は、起業に対する自分の思いを文字や言葉にする具体化の作業に加えて、他参加者との意見交換を通じて切磋琢磨できる友人とネットワークを構築できるようにしました。また、事業計画の立案、他者との差別化、行政手続きなどの具体的な手法を共有する連続講座として開催しました。講座後に交流会も開催され、女性同士の親睦を深める機会も提供しました。</p>	<p>起業に向けた動きや計画の具体性に差があったため、入門編と応用編の2講座に分けて、それぞれ連続講座として実施します。</p>
<p>新規認定5社 更新企業7社 継続認定とあわせて計39社</p>	<p>平成28年4月18日から6月30日まで新規申請を受け付け、22社から申請を受け、5社認定しました。更新企業6社 継続認定27社とあわせて合計38社となりました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の新規申請時の提出書類「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目3つを追加し、積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。認定事業者の取組事例については、認定証交付式会場で紹介したほか、広報特集番組やホームページ等で周知しました。 このほか、企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボス講演会では、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組の紹介や、これから取組の推進を検討している企業の担当者に向けて、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。</p>	<p>新規認定22社 更新企業5社 継続認定とあわせて計60社</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	2 区との契約希望事業者に対する働きかけ(再掲) 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】
		3 企業・事業者向け講座・講演会の開催(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	<p>価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。</p> <p>女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。</p>

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【契約管財課】 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【契約管財課】 平成27年度まで試行運用していた工事請負契約における特別簡易型総合評価方式を平成28年4月1日から本格実施し、該当する平成28年度の契約件数は、13件でした。 また、平成27年度までは、特別簡易型総合評価方式による入札は、工事契約のみを対象として実施していましたが、入札・契約制度を整備し、平成28年4月1日から長期継続契約を適用する業務委託契約に特別簡易型総合評価方式制度を導入しました。なお、該当する平成28年度の契約件数は19件でした。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットはもちろん、広報紙やホームページ等での周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としました。また、新たにプロポーザル方式による選考の一次審査を加点対象に加えしました。</p>	<p>【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者及びその他事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等の周知を行い、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>【産業振興課】 関係機関と連携しセミナー等を開催し、多様な働き方について周知します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 提供可能な研修メニューは平成27年度と変わらず6つとしますが、いわゆる女性活躍推進法の施行にあわせて、この分野への関心が高まっていることや、ワークライフバランスも子育てだけでなく介護を射程としたものに関心が高まる状況も踏まえて、区民のニーズに合致した研修を展開していきます。</p>	<p>【産業振興課】 ハローワーク品川と共催している就職面接会の前に労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを2回開催しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 正社員への転換を希望する非正規雇用者に対して、ハローワーク品川共催のセミナーを10月に5回、面接会を1回実施し、女性の再就職を支援しました。セミナー参加者は合計122名。就職面接会には8名参加し、そのうち3名の採用が決定しました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座（6件）を実施しました。事業内容や企業の規模により選ばれる研修テーマは多様化していると感じました。中小企業ではハラスメント予防などの解決や事例紹介を望む声がある一方、ある程度社内での取組が進んでいる企業は、女性活躍推進やLGBTへの理解を社内で広めるための研修を希望する傾向が見られました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定する、ワーク・ライフ・バランス認定証交付式にあわせて、イクボス講演会も実施し、労働法や労働者の権利について管理者の姿勢が問われる時代となっていることを周知しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボス講演会では、さまざまな勤務形態の社員に対する雇用環境整備の必要性や、女性活躍をするためには企業トップや管理職の意識改革が必要であることを働きかけました。このほか、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組の紹介や、これから取組の推進を検討している企業の担当者に向けて、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。</p>	<p>【産業振興課】 引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等の中で多様な働き方について周知します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座は、6件を目標に実施します。また、平成28年度の実績を踏まえて、LGBT理解促進を新たな研修テーマとして取り入れ、提供可能な研修テーマを7つとしました。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】
			労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。
	3 在勤者への働きかけ	69 在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】	関係機関との連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。
		70 在勤者への雇用関係情報の提供 【人権・男女平等参画担当】	就業支援情報の提供を進めるとともに、就業支援講座、起業支援講座等を実施します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【産業振興課】 労働法に関するルールをまとめた「ポケット労働法2016」を3,000部作成し、各地区総合支所等関連施設で窓口配布したほか、新成人にも郵送し周知を図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 正社員への転換を希望する非正規雇用者に対する支援については、ハローワーク品川共催のセミナーを10月に5回、面接会を1回実施し、女性の再就職を支援しました。参加者には、希望者にポケット労働法を交付しました。 柔軟な働き方、職場の風土改革に効果的な人事評価制度については、セミナーや出前ワーク・ライフ・バランス相談、推進ガイドブックの配布により啓発しました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（6月16日～24日）で広く周知しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（6月16日～24日）を開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び新規作成の女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。また、ワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。 このほか、イクボス講演会、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は前年度（6件）に比べて大幅に増加（27件）しました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しました。</p>	<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図ります。男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>
<p>今年度も、在勤者向けの講座は、法律、制度運用などのほか、参加者自身のスキルアップ、管理職に対するノウハウ、最新の事例の発信などをさまざまな機会を通じて行います。</p>	<p>「女性リーダー養成講座」「管理職養成講座」「LGBT支援者・理解促進講座」「ハラスメント予防講座」などを開催しました。特に、女性活躍推進や、ダイバーシティ推進を求める社会の情勢を意識し、企業経営者や社員の人材育成などに役立つ在勤者向けの講座のニーズが高い傾向にありました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 保育園入園や、小学校入学という子どもの生活時間の変化にあわせて訪れるさまざまな変化を、家族全員で受け止めるために、「保育園入園準備講座」や「小1の壁を乗り越える講座」を実施しました。夫婦での参加も多くありました。また、「育休復帰支援講座」も実施するなど、男性側の意識改革が女性の活躍支援につながる点を発信しました。 また、主に、企業の経営者や管理職、人事担当者向けに、「イクボス講演会」を実施しました。女性活躍を推進するためには、まずは、法律や制度だけでなく、企業の代表や管理職層の意識改革が必要であることの意識づけを行いました。</p>	<p>平成28年度事業の実績を踏まえ、特に、参加者が多かった「女性リーダー養成講座」や、「ダイバーシティの理解促進講座」を開催します。また、ガンなどの病気の治療と仕事の両立を意識した講座も開催し、両立支援につながる事業も実施します。</p>
<p>今年度も、起業講座を継続実施するほか、企業担当者の参加を意識した講座も広く展開します。情報の提供については、講座開催会場での案内のほか、今後も、交流コーナーを中心に情報発信方法について工夫していきます。</p>	<p>自身の生きがいや、働き方の選択肢を増やす意味合いも含めた女性向け起業講座を実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 3月に開催した育休復帰支援講座では、子育て支援関連で起業した人や、育休中の時間を使ってビジネススキルを高める講座を実施している女性起業家を招いた講座を実施しました。先輩起業家の体験談を聞くだけでなく、地域的特徴を踏まえた事業立案のポイントを押さえた内容でした。</p>	<p>女性向けの起業講座を2回に分け、合計4コマ分開催します。港区で起業した先輩女性起業家を招聘し、理論やノウハウだけでなく、港区で起業することの意義やメリット、工夫すべき点など実態に即した内容を実施します。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】	地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。
			72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進 【講演会等担当課】	講座等を開催する場合に開催時間、内容など様々な人が参加しやすい工夫をします。
			73 チャレンジコミュニティ大学の充実 【高輪地区総合支所協働推進課】	高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。なお、この事業は明治学院大学内で実施します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織、地域情報誌ともに、年齢層や男女比率が平準化され、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮しながら募集を継続します。</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。また、引き続き一時保育も利用できる環境とします。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、引き続き男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織「芝会議」及び地域情報誌について、広報みなど、地域情報誌及び区ホームページに公募記事を掲載し、広く参加を呼びかけました。活動希望者は受け入れることとし、選考等は設けていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝会議メンバー：男性27名、女性27名 ・地域情報誌編集委員：男性7名、女性9名 <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 区民参画組織「麻布を語る会」においては、委員の延べ人数59名に対し、38名(約65%)が女性です(平成29年3月31日現在)。</p> <p>女性委員分科会別内訳： <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報の発信分科会 19名中14名 ・麻布未来写真館分科会 14名中8名 ・麻布地区政策分科会 26名中16名 </p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 全分科会で男性22名、女性38名が参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報の発信・交流分科会：男性2名、女性10名 ・地域の魅力発見分科会：男性7名、女性9名 ・いきがいつくり推進分科会：男性5名、女性10名 ・地区版計画推進分科会：男性8名、女性9名 <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、年齢層や男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報紙グループ18名(男性5名、女性13名) ・高輪今昔物語 17名(男性12名、女性5名) ・高輪みどりを育むプロジェクト 12名(男性2名、女性10名) ・地域事業進捗支援グループ 26名(男性18名、女性8名) ○合計 73名(男性37名、女性36名) <p>また、一時保育についても参加者の希望に応じて実施し、延べ13名が利用しました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮しました。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参加できるよう工夫しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺のまち魅力アップ分科会 20名(男性7名、女性13名) ・みどりのあるまちづくり分科会 8名(男性1名、女性7名) ・べいあっぷ編集部 10名(男性5名、女性5名) 	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織、地域情報誌ともに、年齢層や男女比率が平準化され、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮しながら募集を継続します。</p> <p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p> <p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p> <p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。また、引き続き一時保育も利用できる環境とします。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>
<p>企画から実施まで男女平等参画の視点に立った工夫を図ります。</p>	<p>運営協議会や利用者アンケート及び利用者懇談会等を通じて広く意見を集約し、事業計画に反映した内容で実施しました。運営協議会での講座についての意見を踏まえて、平成28年度の「小1の壁を乗り越える」講座を2回連続講座とすることで、専門家の理論的な話と、区民からの実体験に基づく話の両方を提供できる機会を作ることができました。</p>	<p>子育て世帯の増加や、大使館の多さなど地域的な特徴に加えて、同じテーマであっても世代で異なる詳しい内容や課題の違いを意識し、世代別に分けて講座を開催するなど、区民ニーズに沿った講座の運営を行います。</p>
<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>	<p>平成28年度は60名が受講しました。修了生は、大学の講座を通じて習得した知識やこれまでの経験を活かし、区民参画組織の委員や民生・児童委員として地域コミュニティの育成に積極的に活躍しています。</p>	<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74 平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】
			平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。
			75 国際理解教育の充実 【指導室】
			区立の全小・中学校に外国人講師を配置して国際科の授業を行い、英語によるコミュニケーション能力の育成とともに国際理解教育の充実を図ります。
		76 国際化の推進 【国際化・文化芸術担当】	国際化推進プランに基づき、区の国際化を推進します。一般財団法人港区国際交流協会を指導し、支援します。外国人相談業務を拡充します。外国人区民、大使館など及び国際交流団体等との連携の強化を図ります。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。</p> <p>【図書・文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 ・特設コーナー「平和関連図書特集」 (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月28日14時～「銃殺」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月22日～9月14日 (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月21日「さよなら子供たち」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (高輪図書館) ・平和映画会 8月19日「被爆者 HIBAKUSYA 世界の終りに」 ・展示 「平和展示」 7月22日～9月11日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月4日「野坂昭如戦争童話集 ぼくの防空壕」 ・「平和に関する本」展示の開催 8月1日～8月15日 (港南図書館) ・平和映画会 8月13日「真珠湾からの帰還／軍神と捕虜第一号」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 8月1日～8月17日</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平和青年団派遣事業、平和展、巡回平和メッセージ展等の平和関連事業を実施し、平和都市を推進しました。</p> <p>【図書・文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 8月9日「南十字星」 ・特設コーナー「平和関連図書特集」(学校支援) (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月28日「銃殺」(三田) ・平和をテーマとした特設展示開催 7月22日～9月14日(三田) (麻布図書館) ・平和映画会 8月7日「マザーテレサとその世界」 ・「平和」をテーマに資料の特別展示 7月22日～8月31日 (赤坂図書館) ・平和映画会の開催 8月21日「さよなら子供たち」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示開催 7月22日～8月17日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月19日「被爆者 HIBAKUSYA 世界の終りに」 ・展示 「平和展示」 7月22日～9月11日 (高輪図書館分室) ・平和映画会の開催 8月4日「野坂昭如戦争童話集 ぼくの防空壕」 ・「平和に関する本」展示の開催 8月1日～8月15日 (港南図書館) ・平和映画会 8月13日「真珠湾からの帰還／軍神と捕虜第一号」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 8月1日～8月17日</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。</p> <p>【図書・文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 特設コーナー「平和関連図書特集」(学校支援) (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月27日予定(三田) ・平和をテーマとした特設展示開催(三田) (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」テーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月20日 「マルタ島攻防戦」 ・平和朗読会 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (高輪図書館) ・平和映画会 8月18日「ベトナム」 ・平和展示 7月21日～9月18日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月9日予定 ・平和に関する本の展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 8月12日「山河遥かなり」 ・平和テーマに資料特別展示 8月1日～8月16日</p>
<p>教員向け研修の回数を増やすとともに、引き続きカリキュラムの改訂を行い、カリキュラムに基づいたテキストの見直しを検討します。</p>	<p>英語教育推進リーダーによる国際科の授業の巡回を行い、区立小学校の国際科授業について指導・助言を行うことで、小学校教諭の英語指導力の向上を図りました。</p>	<p>国際科検討委員会において、次期学習指導要領の小学校高学年英語科の在り方について、協議するとともに、国際科カリキュラムの改訂作業を行います。</p>
<p>2年間の任期内のため、平成28年度も同じ委員構成で会議を実施します。</p>	<p>平成29年度～30年度任期の港区国際化推進アドバイザー委員の選定を行いました。選定にあたっては、国籍、性別、年代及び地域のバランスに配慮しました。</p> <p>日本人委員：6名(うち、1名は座長) 外国人委員：5名 男性委員：6名(うち、1名は座長) 女性委員：5名</p> <p>港区国際化推進アドバイザー会議を2回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺いました。</p>	<p>新たに選定した委員構成で、会議を実施します。平成29年度は、国際化推進プラン改定のため、会議は3回開催する予定です。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進 【交通対策担当】	旅客施設など公共交通機関について関係事業者のバリアフリー化の取組を推進するとともに、道路や公園施設、区有建築物について、施設管理者が「特定事業計画」を策定し、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの整備を実施します。
			78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備 【土木課】	地域特性や多様な利用者ニーズを踏まえ、誰もが利用しやすい公園づくりを進め、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。
			79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>協議会を継続するとともに、重点整備地区（5地区）ごとに区民代表、施設管理者により組織する地区部会を開催、意見の聴取を行い、計画に反映し実施することで段階的・継続的発展（スパイラルアップ）を行ってまいります。</p>	<p>バリアフリー化の進捗状況の確認のため、以下のよう に実施しました。 平成28年5月に5つの重点整備地区毎に区民代表（※＝港区老人クラブ連合会、港区視覚障害者福祉協会、港区中途障害者会、港区重症心身障害児・者を守る会の区民）を含む「地区部会」を計5回開催しました。 平成28年8月に区民代表（上記※及び港区商店街連合会の区民）を含む「推進協議会」を開催しました。 平成28年11月～12月に5つの重点整備地区毎に区民代表（上記※）も参加した「地区部会まち歩き点検」を計5回開催しました。 平成29年3月に事業者、施設設置管理者で構成する「事業者部会」を開催しました。</p>	<p>「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行います。</p>
<p>平成27年度に引き続き六本木西公園の整備工事を行い、誰もが利用しやすい公園づくりを目指して、公園トイレの建て替え工事を行い、だれでもトイレを設置し、ベビーチェア、ベビーベッドを設置します。</p>	<p>平成27年度に引き続き六本木西公園の整備工事を行い、誰もが利用しやすい公園づくりを目指して、公園トイレの建て替え工事を行い、だれでもトイレを設置し、ベビーチェア、ベビーベッドを設置するとともに、入口、園路、水飲み場のバリアフリー化を行い、子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を実施しました。</p>	<p>子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、平成31年度に本村公園の整備工事を行うため、公園の擁壁改修や基盤整備のための設計を行います。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時に整備を検討します。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時に整備を検討します。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p> <p>【地域振興課】 今後も、改修・改築時に応じて必要な場所に設置できるようにしていきます。</p> <p>【産業振興課】 今後も、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また平成33年度に開設を予定している（仮称）港区立産業振興センターの基本設計の中にこれら設備を積極的に配置していきます。</p> <p>【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 -</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 適切な維持管理に務めました。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 2階、3階に設置している施設の適切な維持管理に務めました。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 改修等の整備がありませんでした。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 授乳スペース及びベビーベッド、キッズコーナーを設置済です。</p> <p>【地域振興課】 ・大平台みなと荘 授乳スペース(客室対応)、保育スペース設置済、ベビーベッド設置済 ・やすらぎ会館 授乳スペース(家族控室対応)、ベビーベッド設置済 ・北青山コミュニティ施設 (施設は東京都から使用許可、会議室対応)</p> <p>【産業振興課】 港勤労福祉会館では、スペース等の関係で授乳コーナーの設置が困難なため、休憩室等で代用しています。従来の区立商工会館は、建物取り壊しのため、10月より仮施設による運営を行っています。現状では、面積上の制約からベビーベッドやベビーチェアの設置が困難な状況です。また、（仮称）産業振興センター計画については、平成28年度に基本設計を終了しています。</p> <p>【高齢者支援課】 平成28年度は改修・改築はありませんでした。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。</p> <p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p> <p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p> <p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。</p> <p>【地域振興課】 今後も、改修・改築時に応じて必要な場所に設置できるようにしていきます。</p> <p>【産業振興課】 今後も、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また平成33年度に開設を予定している（仮称）港区立産業振興センター整備にあたってこれら設備を積極的に配置してまいります。</p> <p>【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3	地域活動の場における男女平等参画の促進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
	3	誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進		

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【障害者福祉課】 授乳室等の改修工事はありませんでしたが、障害保健福祉センター6階多目的室を利用する際に、相談室3を授乳室として貸し出しを行っております。あいは一と・みなとは、乳児を伴っての利用実績はありませんでした。発達支援センター相談室では、申し出があった場合には、空き部屋を授乳スペースとして利用可能です。</p>	<p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理を徹底します。</p>	<p>【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理を徹底しました。</p>	<p>【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理の徹底を継続します。</p>
<p>【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センター及び子育てひろば（9か所）において、設置されている授乳コーナーやトイレのベビーチェア・ベビーベッド等の管理を行いました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【住宅担当】 平成28年度においても工事中ですので、平成29年6月竣工に向け、設置を進めていきます。</p>	<p>【住宅担当】 シティハイツ六本木は、平成27年度から新築工事に着手し、現在工程どおりに進んでいます。竣工は、平成29年6月末を予定しています。</p>	<p>【住宅課】 平成29年6月末竣工後、適切な運用・管理を行います。</p>
<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p>	<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを実施しました。</p>	<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p>
<p>【みなとリサイクル清掃事務所】 改修・改築の予定はありませんが、今後、改修時にあわせて検討していきます。</p>	<p>【みなとリサイクル清掃事務所】 平成28年度は施設の改修・改築はありませんでした。</p>	<p>【みなとリサイクル清掃事務所】 改修・改築の予定はありませんが、今後、改修時にあわせて検討していきます。</p>
<p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。</p>	<p>【施設課】 整備工事で設置はありません。</p>	<p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、保育室開放、講座開催時の一時保育の場所として継続して実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 通年で保育室の開放を行いました。「絵本の森」も好評で次年度も継続実施を希望する声が多くありました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、毎週月曜日の保育室の開放と、「絵本の森」事業を開催します。</p>
<p>【契約管財課】 トイレの全面改修にあわせ、ベビーチェア、ベビーベッドを順次更新します。 1階北側区民課改修時に、既設のベビー休憩室は南側フロアへ移設。ベビーベッドについては、設置場所を検討。</p>	<p>【契約管財課】 ベビーキープを11階から5階までのだれでもトイレ及び男女トイレ（各1か所）に設置しました。おむつ交換台を11階、9階、7階、6階、4階のだれでもトイレに設置しました。ベビー休憩室は、芝地区総合支所側の公衆電話設置コーナーを改修し、一時移設としました。ベビーベッドは、現在、1階、2階、9階に設置しています。</p>	<p>【契約管財課】 トイレの全面改修にあわせ、ベビーキープ、おむつ交換台を設置します。ベビー休憩室を南側フロアの改修後に移設します。ベビーベッドについては、だれでもトイレにおむつ交換台を設置しましたので、だれでもトイレ以外の設置場所を検討します。なお、7階子ども家庭課、11階食堂に簡易型ベビーベッドを配置します。</p>
<p>【生涯学習推進課】 青山生涯学習館の授乳コーナーについては、専用の部屋が確保できなかったため、引き続き授乳コーナーの設置について検討していきます。 生涯学習センターについては、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【生涯学習推進課】 青山生涯学習館の授乳コーナーについては、専用の部屋が確保できなかったため、引き続き授乳コーナーの設置について検討しています。 生涯学習センターについては、改修・改築時にあわせて整備検討しています。</p>	<p>【生涯学習推進課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
			80 バリアのないまちづくりの情報提供 【保健福祉課】	公共施設、区内商店、区内娯楽施設等のトイレの中のベビーチェアやベビーベッド、車いすなど備品、設備の有無など施設のバリアフリー情報を提供します。
	4 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。	
	5 環境分野における男女平等参画の推進	82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進 【防災課】	防災対策については、これまでも女性の視点で提案された対策を防災計画に盛り込み、災害用女性専用トイレやウエットタオル等を備蓄してきました。今後も避難所マニュアル、防災計画等を女性、高齢者、障害者、外国人など様々な特性、年代の人々により一層配慮して見直していきます。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【図書・文化財課】 トイレ等のベビーチェア・ベビーベッドについては、設置されていないものは、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【図書・文化財課】 平成28年度に改修・改築はありませんでした。授乳コーナーについては、専用スペースとして設置されていない場合、代用可能な場所を案内しています。保育コーナーについては、一時保育付きの事業実施に際し、館内の適当な場所を一時保育会場として使用しています。</p>	<p>【図書・文化財課】 トイレ等のベビーチェア・ベビーベッドについては、設置されていないものは、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>引き続き掲載情報の更新充実を図るとともに、バリアフリータウンマップの利便性向上に向けて平成28年度にリニューアルを行います。</p>	<p>高齢者、障害者、乳幼児と同行する人等が安心して外出できるよう区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報をまとめた「港区バリアフリーマップ」を港区ホームページにリニューアルし掲載しました。</p>	<p>リニューアルした港区バリアフリーマップを多くの人に活用していただけるよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。</p>
<p>【芝地区総合支所協働推進課】 日頃行っている防災訓練や防災講演会のなかに、女性の関心を集めるテーマを盛り込み、より多くの参加を狙うことで、女性に防災組織に対して積極的に関わってもらえるよう取り組みます。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区の総合防災訓練や防災展において、女性の関心をひく「子育て家庭の防災対策」に関するパネル等を展示し、乳幼児や女性用衛生用品の備蓄の重要性について意識啓発を行いました。また、地域防災協議会の避難所運営訓練等の参加者に対し、女性の視点を取り入れた避難所運営の必要性を説明しました。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、女性の関心を集める内容を企画し、地域の防災訓練等への参加を促すとともに、さまざまな機会において災害時における女性の視点の重要性について意識啓発を行っていきます。</p>
<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織の活動を支援します。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 各地域防災協議会が避難所運営マニュアルを改訂する際、女性の視点を取り入れたマニュアルとなるようアドバイスするなど、支援を行いました。麻布地区内の防災組織が一堂に集まる港区総合防災訓練（麻布地区）において、避難所女性用トイレの展示を行う等の啓発活動を行いました。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織の活動を支援します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、訓練への参加について、男性、女性ともに参加しやすいよう、広報を行います。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 地域防災協議会主催の避難所運営訓練では、女性に配慮した役割分担とする等、女性が参加しやすい体制を検討し実施しました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制が構築できるよう、避難所運営マニュアルの見直しを行っていきます。また、引き続き、地域の防災訓練において、女性が参加しやすい体制を検討していきます。</p>
<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、意見を求め、地域の防災訓練に女性の参画を進めます。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 各協議会の女性メンバーから寄せられた避難所でのプライバシー確保などの意見を、協議会の防災訓練や総合防災訓練等で模擬避難所開設訓練を行う際に生かせるよう意識し、物資の準備等実践しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、意見を求め、地域の防災訓練に女性の参画を進めます。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進しました。また、総合防災訓練においては、女性用トイレの展示等を行うとともに説明パネルを新たに作成し、女性の視点による避難所運営体制の構築を推進しました。さらに、台場駅周辺滞留者対策推進協議会においては、新たに女性が副座長に就任し、滞留者対策に女性の視点を反映させました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。</p>
<p>地域防災計画の改正にあたり、女性、高齢者、障害者、外国人などさまざまな特性、年代の人々に配慮します。</p>	<p>港区地域防災計画（平成28年修正）を策定。女性、高齢者・障害者、外国人、妊産婦、乳幼児等の避難行動要配慮者のための支援体制を構築しました。</p>	<p>港区地域防災計画修正に伴う、各種計画・マニュアルの策定や修正にあたり、女性、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児など様々な特性、年代の人々に配慮します。</p>

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	5 環境分野における男女平等参画の推進	83 男女ともに参画する環境学習の推進 【地球温暖化対策担当】	
	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発 【人権・男女平等参画担当】	幼少期からの価値観の形成が成長後の性別役割分担意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重し可能性を引き出せる子育て講座等を実施します。
			85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】	区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。
			86 学校教育における男女平等教育の推進 【指導室】	区立小・中学校各校で男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
			87 ふれあい体験の充実 【指導室】	総合的な学習の時間等を利用し、区内保育園、幼稚園と区立学校との連携により幼児と触れ合う機会をつくったり、高齢者とのふれあい給食、特別支援学校との交流など、様々な人と触れ合う機会を区立幼稚園、学校の幼児、児童生徒に提供します。
			88 性教育の推進 【指導室】	すべての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、直面する性に関する様々な課題に対して適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。
			89 生活力を身につける教育の実践 【指導室】	総合的な学習の時間や生活科、家庭科等の授業を通して、基本的な生活習慣を身につけ、生きる力を醸成します。
			90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【指導室】	区立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
環境課及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催時間の設定に配慮します。	区主催の緑のカーテン講習会及び家庭向け省エネセミナーにおいて、複数回開催するうちの一部で一時保育を実施し、また、日曜日の開催も設けました。エコプラザ主催事業は、多数の講座を土曜日・日曜日に開催し、対象者は幼児から大人まで幅広く募集しました。また、一時保育付きの講座を一部設けました。	区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。
今年度は、助成事業採用団体企画とのすみわけを意識し、学童保育講座を開催します。	学童保育講座は、子どもが小学校に入学するときを生じる時間の使い方の変化と、それによる家族内での役割分担を念頭に入れた、いわゆる小1の壁を乗り越える講座として開催しました。定員を上回る申込があり、この分野への関心の高さが感じられました。	平成28年度の実績を踏まえ、今年度も同様の切り口で講座を開催します。
<p>【保育担当】</p> <p>引き続き、保育の質の充実や職員の意識向上に向けた研修を19回程度実施します。また、保育園への研修の周知を工夫し、さらなる参加率向上を目指します。</p> <p>【指導室】</p> <p>引き続き、発達段階に応じて、互いのよさや違いを認め合う幼児一人ひとりを大切にされた教育の推進に努めます。</p>	<p>【保育担当】</p> <p>計画通り、部門研修を全19回実施しました。研修には、区立園・港区保育室・私立園・認証保育所の職員が参加しました。また、参加職員には、各施設でフィードバックすることを周知し、保育の質の向上を図っています。</p> <p>【指導室】</p> <p>各幼稚園においては、幼稚園教育要領に基づき、教育活動全体を通して行う男女平等教育を年間指導計画に位置付け、指導内容や指導方法について改善、充実を図りました。</p>	<p>【保育課】</p> <p>引き続き、より多くの保育園職員が参加しやすい時期の工夫をすると共に、フィードバックの周知を行い、保育の質の向上を目指します。</p> <p>【指導室】</p> <p>継続して、発達段階に応じて、互いのよさや違いを認め合う幼児一人ひとりを大切にされた教育の推進に努めます。</p>
引き続き、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるよう教育内容の充実を図ります。	各学校においては、人権尊重の精神に基づき、教育活動全体を通して男女平等教育を年間指導計画に位置付け、指導内容や方法について改善、充実を図りました。	継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるよう教育内容の充実を図ります。
引き続き、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。	区内全幼稚園・小中学校において、中学校区を単位として幼稚園と小中学校が連携した教育を教育課程に位置付けて推進しています。中学生による園児への保育実習や園児の小学校運動会への参加、避難訓練の合同実施などの交流を通して、ふれあい体験活動の充実を図りました。	継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。
引き続き、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。	各区立小中学校が体育・保健体育等の年間指導計画に位置付け、発達段階に応じて性に関する基礎的、基本的な知識について保健領域において指導しました。また、全教育活動において、発達段階に応じて性に関する内容を取り上げ、思いやりの心を育みました。	継続して、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。
引き続き、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。	小学校就学前の幼少期から発達段階に応じて、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の確立に向けて指導しています。小学校入学後は、生活科の授業等で、自分の生活を見つめなおす機会を設けるほか、家庭科の授業ではより良い家庭生活について主体的に考えさせる機会を設けています。	継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。
引き続き、研修会を開催し、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。	人権研修会（3回）や人権教育推進委員会（3回）、職層に応じた研修における講演や事例研究を通して、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図りました。	継続して、研修会を開催し、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	91 私立学校への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【庶務課】	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。
		2 生涯学習における男女平等参画の推進	92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。
			93 男女平等参画講座等の実施 【人権・男女平等参画担当】	多様な世代や属性に向けた男女平等参画講座を様々に工夫して実施し、情報提供や学習機会の提供を充実します。
	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	94 性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画講座を実施するほか各種講座の実施時にチラシやリーフレット等を活用して情報を提供します。また、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向けの情報誌「こうりゅう」に、性別役割分担意識解消のための啓発記事を掲載します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p> <p>【庶務課】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画情報提供を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 区内私立小・中学校に人権啓発冊子「大切なこと」を送付しました。校内研修で使用するため追加送付をした学校もありました。</p> <p>【庶務課】 東京都生活文化局私学部私学行政課から依頼があった、人権教育に関する研修の実施等の通知について、各私立幼稚園に周知を図りました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p> <p>【庶務課】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画情報提供を実施します。</p>
<p>今年度は、各月で特設コーナーに開架するテーマを事前に設定します。また、リーブラ所蔵の本や図書資料を通じて、ジェンダーや男女平等参画に関心をもってもらえるような書籍の選定や開架方法をさらに工夫します。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」では、毎月2冊ずつ、男女平等参画関連の書籍を紹介するブックレビューを掲載しました。区民編集委員や区民協力委員が読んだ本の感想を掲載しました。また、図書資料室の特設コーナーでは、月別で2～3のテーマを設定し、関連する書籍を5～10冊程度紹介し、図書資料の貸出につながる事業も実施しました。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」では、継続して購入した所蔵資料の紹介及び協力者によるブックレビューを掲載します。また、図書資料室では、特設コーナーを活用して毎月特定のテーマに関わる書籍を紹介します。また、映像資料を使った定期的な無料の映画上映会「シアターリーブラ」を開催します。</p>
<p>外国人在住者、生涯未婚者など、これまでの事業では取り上げることのできなかった社会の中で相対的に少数の人々が直面する問題についての講座を開催します。</p>	<p>外国人向けの防災講座を実施したほか、アラフォーシングルを対象とした講座など、特定の階層に絞った講座を開催しました。</p>	<p>外国人向け防災講座は、国際化推進担当にて実施されることになったので、日本人向けの防災講座をに行います。また、生涯未婚者の講座は年代を区切らずに、60歳以上の高齢の時期を単身者として過ごすことへの備えや理解を促すものとして実施します。</p>
<p>女性の職域拡大の講座などで、これまで男性中心の職場に、女性が進出していることを通じて、性別役割分担意識の解消につなげる内容で実施します。また、専門的なテーマだけでなく、「伝統文化」「生活」など身近なテーマからジェンダーや性別役割分担意識の解消につながる講座を開催します。</p>	<p>「女性の職域拡大の講座」に加え、家事・育児を女性の役割とする意識を解消する「小1の壁を乗り越える講座」や、本の著者を招いた「男性の非暴力宣言講座」、外国人の講師を招いた「女性が働きやすい国・ニュージーランド講座」など、講師や講座の実施方法、取り上げるテーマなどをそれぞれ多彩にした事業を実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 7月の女性の職域拡大講座、11月の国際理解講座（スウェーデン）、著者に聞く話題の本講座「男性の非暴力宣言」など、女性活躍への理解を深めるものから、他国の男性が当たり前なこととして取り組んでいる家事・育児参画への視点を共有する講座など、年間で5件の講座を実施しました。 また、企業向け出前講座では、ハラスメント予防講座を1件実施して、業務上の指導とハラスメントの境界線があいまいであることが問題やトラブルの原因になる可能性を指摘しました。裁判になった場合の会社経営への影響や、そうした事態を防ぐための日常業務からの取組の必要性などを伝えました。</p>	<p>子育てにおける女性の優位性を拡大解釈することから役割分担意識が生じてしまうことを考える子育て女性学講座や、世界各国の男女平等の事情を取り上げて日本と比較する国際理解講座などを開催します。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 【人権・男女平等参画担当】
			国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。
			区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 パネル展、憲法及び人権週間記念講演と映画つどい、男女平等参画センターで実施する各種講座、男女平等参画情報誌オアシス、広報みなどなどさまざまな機会を捉えて啓発を行います。</p> <p>【国保年金課】 23区一体となった情報提供・情報収集を行います。</p> <p>【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、新たな介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。</p> <p>【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 政治や社会、家庭など、さまざまな場面で無意識的に残る性別役割意識や制度に対して、男女平等の視点を見つめる講座を開催しました。政治分野では女性と政治の関係性を学ぶ「女性のための政治入門講座」、他国の事情を取り上げることで日本に残る役割分担意識を規定する制度を明らかにする「スウェーデン、ニュージーランド講座」などを実施しました。また、男女平等参画情報誌「オアシス」ではジェンダーハラスメントや男性の生き方に焦点を当てた特集記事を掲載しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 主に、企業の経営者や管理職、人事担当者向けに、「イクボス講演会」を実施しました。女性活躍を推進するためには、まずは、法律や制度だけでなく、企業の代表や管理職層の意識改革が必要であることの意識づけを行いました。 また、企業向け出前講座では、男性管理職が多い会社での「ハラスメント予防講座」を実施しました。管理者側にも業務上の指導と呼べるのはどこまでか、どこからがパワーハラスメントになりえるのかが分かりにくく不安であるため、社員と管理職間でのコミュニケーション不備にもつながる事例もあつた点を踏まえ、固定的な性別役割分担意識に根付く、男らしさや、統率するイメージが絡む管理職像から離れてみることを促すなどの講演としました。</p> <p>【国保年金課】 情報提供、情報収集を行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男性の意識と職場風土の改革として、職場生活、家庭生活の両立による女性の活躍推進の向上意識の改革に努めました。また、職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。</p> <p>【介護保険課】 介護保険制度全般について、普及啓発用パンフレットの周知を通じて、本人・家族が性差に捉われず社会参加できるように努めました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。</p> <p>【人事課】 性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理として、適材適所の配置管理や成績主義による選考等の実施を徹底しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男性が抱く役割意識を解消するために、家事・育児への参画を意識させる講座を実施します。一方で、世の中や配偶者からイクメンであることを求められながら、それをなかなか実現できないイクメン疲れと育児ノイローゼに悩む男性が生まれている点にも着目した講座を開催します。</p> <p>【国保年金課】 引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。</p> <p>【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。</p> <p>【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。</p>
<p>苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>	<p>苦情等申し出は0件でした。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 苦情等申し出は0件でしたが、相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリーブラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。</p>	<p>パンフレットを刷新し、引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>

		事業名	事業内容
5	家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】
各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。			

目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も継続して「心のサポートルーム」の運用を進めます。寄せられる相談の内容の多様化、男性からの相談の増加、児童虐待の発見・通報を円滑に行うための関係機関などとの連携を強めていきます。</p> <p>【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター（リーブラ）の相談室「心のサポートルーム」の適切な運営に努めました。男性からの相談が増加傾向にあり、相談者の紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関との連携強化も図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」では、相談者の紹介先が92件ありました。前年度よりも増える傾向にあるほか、子ども家庭支援センターへの紹介件数が増える傾向などを考慮し、各関係機関との打ち合わせや連携強化に向けた協議を進めるなどの対応を行いました。</p> <p>【芝地区総合支所区民課】 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を取り、支援を実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係では、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな保健福祉サービスの受付や相談の業務を行っています。対象業務に関連した相談や、対象業務外の問い合わせに対しても、可能な限りの情報提供や担当部署・関係機関の紹介に努めています。（例：子育て支援、ひとり親支援、DV相談などに関する情報提供・関係機関紹介など）</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に不安や悩みのある人をはじめ、高齢者や、障害児等で精神疾患のある家族がいる場合には、高齢者相談センターや子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、家庭訪問等を行い、健康状態や生活環境を把握し、今後の生活に必要な支援を行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら支援を実施しました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら支援を実施しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 さらに他機関との連携を強化して、相談者に寄り添った相談事業を継続して実施します。</p> <p>【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。</p>

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】	各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。
			98 人権身の上相談等の実施 【人権・男女平等参画担当】	人権擁護委員が人権身の上相談の相談員として、子どもの人権問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて取り組みます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【子ども家庭課】 引き続き、相談者の意思を尊重し、人権に配慮した対応をするとともに、関係機関との連携により、適切な支援を行います。</p> <p>【指導室】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を充実させていきます。</p>	<p>【子ども家庭課】 それぞれの相談窓口で、相談者から受ける相談の内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、関係機関を紹介したり、関係機関へ同行するなど、適切な対応を行っています。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 それぞれの相談窓口で、相談者から受ける相談の内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、関係機関を紹介したり、関係機関へ同行するなど、適切な対応を行っています。 また、子ども家庭支援センターでは子育てに関する「港区子育てハンドブック」の内容を最新の情報に改定し、家庭相談センターでは、ひとり親家庭の支援に関する「ひとり親家庭ハンドブック」を区民向けに発行し、各総合支所窓口をはじめとする関係機関で情報提供しています。</p> <p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園・小中学校において、各家庭の子育て上の問題について、スクールカウンセラーが相談に応じたり、子ども家庭支援センターや教育センターを紹介しました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、それぞれの相談窓口で、相談者から受ける相談の内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、関係機関を紹介したり、関係機関へ同行するなど、適切な対応を行います。</p> <p>【指導室】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を充実させていきます。</p>
<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施しました。 相談件数 7件</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。</p>

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

施策の方向

事業名

課題1 人権を尊重する意識の醸成と擁護

1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供

99 人権尊重に関する意識啓発
100 ストーカー行為に関する意識啓発
101 児童虐待に関する意識啓発
102 女性のための防犯講座の実施《新規》

2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解消

103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発
104 女性・子ども・家庭の相談充実
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲）

3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護

105 性的マイノリティに関する意識啓発《新規》

課題2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

1 暴力防止教育と啓発
責任項目6

106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷
108 デートDVに関する意識啓発《新規》

2 早期発見体制の充実と相談機能の強化

104 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲）
109 DV被害者支援体制ネットワークの充実
110 国際化に対応した相談体制

3 被害者を安全に保護する体制の整備

111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実

4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備

112 DV被害者の各種手続きの支援《新規》
113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知《新規》
114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援《新規》
34 ホームヘルプサービスの充実（再掲）
115 被害者へのカウンセリングの実施
116 二次被害防止体制の構築
37 母子生活支援施設入所実施（再掲）
38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲）
39 児童扶養手当の支給（再掲）
40 ひとり親就労支援の実施（再掲）

5 子どものケア体制の充実

117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進
118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実《新規》

6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
責任項目7

119 相談から自立までの一貫した支援
120 加害者更生プログラムの情報提供
121 相談員の体制と研修の充実
122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用

課題3 メディアにおける人権の尊重

1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ

123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用
124 メディアへの働きかけ

2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成

125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発
126 情報モラル教育の推進《新規》

課題4 生涯を通じた男女の健康支援

1 年代に応じた男女の健康づくりの支援

127 健康教育の実施
128 健康手帳の交付
129 健康診査・各種がん検診の実施

2 互いの性や健康に関する理解の促進

130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供
131 性感染症等に関する啓発・情報提供

3 女性の生涯を通じた健康支援

132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施
133 母子健康手帳の交付と健康相談
134 両親学級など母子健康教育
135 妊娠に関する費用の助成
136 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
137 産後母子ケア事業《新規》
138 養育支援訪問事業の実施

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	99 人権尊重に関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画条例の基本理念の第一が人権の尊重と性別による差別的取扱いの解消です。性同一性障害者を含むすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることができ、地域社会をつくるために、広報誌等を活用して意識啓発をさらに進めます。
			100 ストーカー行為に関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】 広報誌への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展等で啓発を図ります。また、講座の開催やパンフレット等を配布します。
			101 児童虐待に関する意識啓発【子ども家庭支援センター】【人権・男女平等参画担当】 児童虐待は発見した人が子ども家庭支援センター等に通告する義務があります。本来子どもを守るべき身近な大人から受ける児童虐待は表面化しにくい、地域住民や子ども自身が権利侵害として認識し、適切な対処ができるよう、発見者の通告義務も含め啓発を進めます。
			102 女性のための防犯講座の実施【危機管理・生活安全担当】 痴漢やひったくり、リベンジポルノ、強制わいせつなど、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を実施します。
	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】【人事課】【指導室】 区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。</p>	<p>憲法週間及び人権週間記念講演と映画のつどいや広報みなと、ホームページを活用して啓発しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法週間記念講演と映画のつどい 平成28年5月12日（木）高輪区民センター区民ホール 317名参加 ・人権週間記念講演と映画のつどい 平成28年12月6日（火）高輪区民センター区民ホール 166名参加 	<p>広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。</p>
<p>今年度も、11月の女性に対する暴力防止月間を中心に、ドメスティック・バイオレンス防止関連に関する講座と展示を実施します。</p>	<p>11月に女性に対する暴力防止月間にあわせて「DV加害者は変わるか」講座を開催しました。ストーカーに特化した講座ではなかったのですが、暴力被害の形態としてストーカー行為があることへの言及があるなど、関係性の中で取り上げました。</p>	<p>女性に対する暴力防止や、離婚講座に係りしてストーカー行為の内容を含んだ講座を開催します。</p>
<p>【子ども家庭支援センター】 実務者会議（年2回）、関係機関向け研修（年5回）を実施し、関係機関との連携を強化し、要保護児童等への職員の対応力向上を図ります。 また、いじめ・児童虐待防止の啓発活動を関係機関と協力して実施します。 （いじめ・児童虐待防止キャンペーン、いじめ・児童虐待防止講演会）</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 平成28年度も引き続き、保育園・幼稚園向けの出前講座のメニューに組み込みます。また、相談室の運営については関係部署との調整・情報共有を逐次行います。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2回）及び関係機関向け研修（5回）を実施し、医療、保健機関、教育委員会、民生・児童委員など関係機関との連携を強化し、要保護児童等への対応力の向上を図りました。 また、11月に関係機関（民生・児童委員、教育委員会、東京都）と協力して、いじめ・児童虐待防止講演会、いじめ・児童虐待防止キャンペーン、街頭での啓発活動等を実施しました。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 保育園向けの出前講座を2件行いました。そのうちの1件は、児童虐待への対応に関する依頼でした。区内保育園が増える傾向から保育士の数とともに保育者の平均年齢も低くなる状況下にあります。そのため、児童虐待の定義や気づきかけ、保護者対応などを総合的に学ぶ機会としました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。 また、10月の区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。11月に「いじめ・児童虐待防止講演会」を実施します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 保育園・幼稚園向け出前講座でも、これまでと同様に児童虐待の対応を講座メニューに入れて募集します。</p>
<p>内容の詳細は未定ですが、区内在住・在勤・在学女性向けに、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を2回開催します。</p>	<p>実施：「女性のための護身（心）術講座」 平成29年2月8日（水）、19日（日） リーブラホールにて 講師：大沼 もと子 氏 Wen-Do（女性のための護身術）という言葉・気合・ボディランゲージ・アイコンタクトを重視し、相手の力を利用することで最小限の力で身を守ることを可能にする護身術を実技を交えて実践的に学ぶ講座を実施しました。</p>	<p>内容の詳細は未定ですが、区内在住・在勤・在学女性向けに、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を2回開催します。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、企業向けの出前講座では、ハラスメント予防の学習を目的とした研修メニューを維持します。最近では、セクハラだけでなく、パワーハラスメント、モラルハラスメントに対する学習機会を求める傾向もあるため、依頼者の希望内容に応じて対応していきます。</p> <p>【人事課】 引き続き、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けたハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座で「ハラスメント予防」に関する依頼が1件ありました。特に、業務上の指導とハラスメントの違い、日常業務での関わりから生まれる信頼に基づく指導などに加え、実際にハラスメントを理由とした労災認定をめぐる裁判や、判例などをふんだんに盛り込んだ講座としました。</p> <p>【人事課】 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けたハラスメント防止週間を6月に実施し、あわせて、各課の庶務担当係長を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。各課庶務担当係長は、課内の全職員に対し、職場内研修を実施し、意識啓発と浸透を図りました。 また、平成29年1月、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）の防止措置が義務付けられたことを受け、その防止に向けた基本方針等を定め、職員に周知を図りました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座の研修メニューに、ハラスメント予防の講座を盛り込みます。</p> <p>【人事課】 これまでのセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に加え、マタニティ・ハラスメントの防止を含めたハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】
			区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。
		104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【指導室】 校園長会やサービスの研修を通じて、教職員に対しセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>	<p>【指導室】 年2回小・中学校で実施した服務事故防止研修において、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する認識と理解を深めました。</p>	<p>【指導室】 各校における服務の研修を通じて、教職員に対しセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>
<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者を相談員として配置することで、専門性を発揮し、家庭におけるさまざまな相談に対応します。また、相談者の状況、問題等に応じて、必要な支援を行うため、関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 安心して身近に相談できる場所があることを広報やホームページに掲載、リーフレットを配布し周知します。あらゆる相談に応じ、関係機関に適切につなげます。専門講師の指導の下、演習や研修を行い、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、継続して相談事業の運営にあたります。相談件数の増加傾向、また、男性からの相談も増加しており、さまざまな相談に的確に対応できるよう、相談員研修等を実施し、相談事業の充実を図ります。</p> <p>【指導室】 引き続き、相談内容に応じ、適切な関係機関につなげます。</p>	<p>【子ども家庭課】 産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者を相談員として配置することで、専門性を発揮し、家庭におけるさまざまな相談に対応しています。また、相談者の状況、問題等に応じて、子ども家庭支援センターや教育センターの教育相談、男女平等参画センター相談室などの関係機関と連携し、必要な支援を行っています。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 DV被害者支援地域協議会及び要保護児童対策地域協議会により、関係機関と連携し、ネットワークを構築してDV被害者や児童虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応を行っています。また、子ども家庭支援センターでは、連携する機関の対応力向上を目的とし、関係機関向けの研修（年5回）を実施しました。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 ホームページの内容を一新し、安心して身近に相談できる場所があることをわかりやすく周知しました。保護者向けに、パンフレット「これって子ども虐待ですか」を作成し、保育園と幼稚園に配布しました。また子ども向けにパンフレットを作成し、区立小学校・中学校に配布しました。専門講師（弁護士、小児精神科医）による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップを図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 ホームページの内容を一新し、安心して身近に相談できる場所があることをわかりやすく周知しました。相談の内容に応じて、関係機関と情報を共有し、連携して支援を行いました。また、他の機関を紹介する場合は、連絡先を伝えるだけでなく、確実につなぐことができるように、相談者の了承を得て、関係機関に情報を伝え、スムーズな連携を取っています。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 相談室運営の改善や、ツイッターなどでの情報発信による相談事業の周知に努めました。特にツイッター上で相談室情報を見つけて電話をかけて来る人がいるなど、一定程度の成果を上げることができました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」では、相談者の紹介先が92件ありました。子ども家庭支援センターへの紹介件数が増える傾向などを考慮し、各関係機関との打ち合わせや連携強化に向けた協議を進めるなどの対応を行いました。</p> <p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 教育センターの相談において、児童虐待が疑われた場合、学校への情報提供を行うとともに、子ども家庭支援センターと連携して対応しました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員及び法的な専門知識を有する家庭相談員を配置し、相談に対応します。また、相談者の状況、問題に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行います。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知します。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。臨床心理士による心理相談日を増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じていきます。親の養育能力を高めて親子関係を深めるためのCAREプログラムを委託により年4回実施します。また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 継続して相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携を強化するなどして、女性・子ども・家庭に関する相談対応の充実に努めます。</p> <p>【指導室】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関につなげます。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営(再掲) 【人権・男女平等参画担当】
		3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	105 性的マイノリティに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】
	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】
			区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
			身体の性(生物学的性)と心の性(性の自己意識)が一致しない、恋愛等対象の性が異性ではないなど性のあり方は多様です。性同一性障害、性的指向が同性または両性等の性的マイノリティといわれる人々への理解を深め偏見と嫌がらせをなくすため、広報誌や講座等で啓発を進めます。
			男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアンス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。	苦情等申し出は0件でした。 《女性の活躍推進に関する取組》 苦情等申し出は0件でしたが、相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリーブラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。	パンフレットを刷新し、引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。
前年度の結果を受けて、LGBTへの理解を深める講座を今年度も開催します。	LGBTの人との接し方、理解者、支援者を増やすことにつながる講座を実施しました。また、企業向け出前講座では企業側からの要望で、「LGBT理解講座」を実施しました。	企業向け出前講座の研修テーマに「LGBT理解」を追加します。また、LGBTとひとくりにされがちでありながら、その違いを理解する必要性もあるため、「トランスジェンダー」に焦点を当てた講座を実施します。
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、ドメスティック・バイオレンス防止関連に関する講座と展示を実施します。</p> <p>【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 今後も継続的なドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発の促進に努めます。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 DV被害者の更生プログラムを取り上げた講座を実施しました。DVの防止には被害者を発生させない取組の充実も、被害者支援と同様に重要であるとの考えから実施しました。11月には、さまざまな色のリボンをボタンでつくる工作ワークショップや、12月には、男性側が暴力を許さないと発信するホワイトリボンキャンペーンの取組を書籍にした著者を招いた講座を実施しました。</p> <p>【芝地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り対応しました。また、正しい知識の習得のために情報収集し、適切な対応に努めました。また、住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置事務は的確に処理しました。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 パンフレット等の配布により、情報提供に努めました。研修や講演会は、業務の状況により十分参加できませんでした。ケースにより家庭相談センター・子ども家庭支援センター・区民課と連携を図り、対応しました。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 パンフレット等の配布により、情報提供に努めました。研修や講演会は、業務の状況により十分参加できませんでした。要保護児童対策実務者会議などにより最新の情報の把握、連携に努めています。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めました。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 フロア案内業務での通訳により外国人にも適切に業務案内を行うとともに、日本人と同様に、区の男女平等・人権施策を理解し協力してもらうよう、支所区民課から発信に努めました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 暴力被害の若年化傾向を踏まえて、デートDVの予防に関する講座を開催します。また、女性対象の離婚講座では、年代別にテーマを分けて2回実施します。特に女性に対する暴力が関係しやすい部分もあるため、その点も含めた講座内容にして実施します。</p> <p>【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【麻布地区総合支所区民課】 今後も継続的なドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発の促進に努めます。</p> <p>【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。</p> <p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p> <p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。
			107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷 【子ども家庭課】	外国人のために家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを適宜増刷します。
			108 デートDVに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【子ども家庭課】	ストーカー行為や婚姻後のDVにつながるデートDVについて、若い世代を中心に広く広報誌や講座等で啓発を進めます。
	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実(再掲) 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスのガイドブックや家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレット配布を引き続き実施します。特に、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。</p>	<p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスのガイドブックや家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレット配布を引き続き実施しました。特に、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行いました。</p>	<p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックや家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレット配布を引き続き実施します。特に、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。また、平成28年度に実施した保健福祉基礎調査の結果を基に、ドメスティック・バイオレンスのガイドブックの内容を検討します。</p>
<p>外国籍の相談者向けリーフレットがあることについて関係機関に周知を徹底するとともに、内容に変更があれば適切に修正し、最新の情報を提供します。</p>	<p>外国籍の相談者向けリーフレットがあることについて関係機関に周知しました。</p>	<p>外国籍の相談者向けリーフレットを改定し、発行します。また、外国人被害者の中で、施設等への同行支援が必要な相談者に通訳者が同行し、関係者との意思相通を図ります。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、区内の学校、教育機関向けのデートDV防止のための出前授業を実施します。</p> <p>【子ども家庭課】 平成27年度に作成した手のひらサイズのリーフレットを医療機関をはじめとする関係機関へ積極的に配布し、配偶者等からの暴力被害に対する啓発活動を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 区内学校や教育機関にデートDV予防のための出前講座の開催案内を発信しましたが、学校側からの申込はありませんでした。11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中、リーブラにおいて、関係各所から暴力防止に関するものや、DVの種類や定義、若年世代で起こるデートDVの実態などを交えたパネル展示を開催し、来館者への意識啓発を兼ねた取組を行いました。</p> <p>【子ども家庭課】 手のひらサイズのリーフレットを関係機関へ配布し、配偶者等からの暴力被害に対する啓発活動を実施しました。また、保健福祉基礎調査で、ドメスティック・バイオレンスやデートDVに関する設問を設け、区民の認識や相談先の把握について調べました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 学校向け出前講座としてデートDV予防をテーマに掲げた事業を実施します。</p> <p>【子ども家庭課】 引き続き、リーフレットの配布による啓発を実施するとともに、平成28年度に実施した保健福祉基礎調査の結果を基に、ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックの内容を検討します。</p>
<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者を相談員として配置することで、専門性を発揮し、家庭におけるさまざまな相談に対応します。また、相談者の状況、問題等に応じて、必要な支援を行うため、関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。</p>	<p>【子ども家庭課】 産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者を相談員として配置することで、専門性を発揮し、家庭におけるさまざまな相談に対応しています。また、相談者の状況、問題等に応じて、子ども家庭支援センターや教育センターの教育相談、男女平等参画センター相談室などの関係機関と連携し、必要な支援を行っています。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 DV被害者支援地域協議会及び要保護児童対策地域協議会により、関係機関と連携し、ネットワークを構築してDV被害者や児童虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応を行っています。また、子ども家庭支援センターでは、連携する機関の対応力向上を目的とし、関係機関向けの研修（年5回）を実施しました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員及び法的な専門知識を有する家庭相談員を配置し、相談に対応します。また、相談者の状況、問題に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実(再掲) 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。
			109 DV被害者支援体制ネットワークの充実 【子ども家庭課】	DV被害者支援地域協議会において、関係機関との情報共有、ケース検討等を行います。
			110 国際化に対応した相談体制 【子ども家庭課】	相談窓口の多言語化を進めるなど国際化に対応した相談体制を構築します。
		3 被害者を安全に保護する体制の整備	111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実 【子ども家庭課】	DV等における緊急一時保護施設を広域を含め確保します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【子ども家庭支援センター】 安心して身近に相談できる場所があることを広報やホームページに掲載、リーフレットを配布し周知します。あらゆる相談に応じ、関係機関に適切につなげます。 専門講師の指導の下、演習や研修を行い、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、継続して相談事業の運営にあたります。相談件数の増加傾向、また、男性からの相談も増加しており、さまざまな相談に的確に対応できるよう、相談員研修等を実施し、相談事業の充実を図ります。</p> <p>【指導室】 引き続き、相談内容に応じ、適切な関係機関につなげます。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 ホームページの内容を一新し、安心して身近に相談できる場所があることをわかりやすく周知しました。保護者向けに、パンフレット「これって子ども虐待ですか」を作成し、保育園と幼稚園に配布しました。また子ども向けにパンフレットを作成し、区立小学校・中学校に配布しました。 専門講師（弁護士、小児精神科医）による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップを図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 ホームページの内容を一新し、安心して身近に相談できる場所があることをわかりやすく周知しました。相談の内容に応じて、関係機関と情報を共有し、連携して支援を行いました。また、他の機関を紹介する場合は、連絡先を伝えるだけでなく、確実につなぐことができるように、相談者の了承を得て、関係機関に情報を伝え、スムーズな連携を取っています。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 相談室運営の改善や、ツイッターなどでの情報発信による相談事業の周知に努めました。特にツイッター上で相談室情報を見つけて電話をかけて来る人があるなど、一定程度の成果を上げることができました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」では、相談者の紹介先が92件ありました。子ども家庭支援センターへの紹介件数が増える傾向などを考慮し、各関係機関との打ち合わせや連携強化に向けた協議を進めるなどの対応を行いました。</p> <p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園・小中学校において、園児・児童・生徒の行動を見守る中で、児童虐待等の疑いがある場合は、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携をとって対応しました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知します。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなど子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。臨床心理士による心理相談日を増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じていきます。親の養育能力を高めて親子関係を深めるためのCAREプログラムを委託により年4回実施します。 また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 継続して相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携を強化するなどして、女性・子ども・家庭に関する相談対応の充実に努めます。</p> <p>【指導室】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関につなげます。</p>
<p>引き続き、港区DV被害者支援地域協議会代表者会議・実務者会議、ケース会議を開催し、関係機関が連携して迅速かつ適切な対応に努めます。また、実務者へ、DV被害者支援についての知識や情報を提供し、事例検討を実施するなど、ケース対応力の向上に努めます。</p>	<p>港区DV被害者支援地域協議会代表者会議1回、実務者会議2回を開催し、関係機関と連携することで、迅速かつ適切な対応を行っています。また、実務者会議では、事例検討や情報共有と守秘義務に関する研修を行い、それぞれの機関による支援や対応について互いに確認し、ケース対応に役立てるよう努めました。</p>	<p>引き続き、港区DV被害者支援地域協議会代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関と連携することで、迅速かつ適切な対応を行います。また、実務者会議では、事例検討や研修を行い、ケース対応力の向上に努めます。</p>
<p>引き続き、英語以外の言語を使う外国人ドメスティック・バイオレンス被害者には、東京都発行の「外国籍DV被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を図ります。</p>	<p>英語以外の言語を使う外国人ドメスティック・バイオレンス被害者には、東京都発行の「外国籍DV被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を図りますが、今年度の需要はありませんでした。</p>	<p>引き続き、相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を行います。また、施設等への同行支援が必要な相談者に通訳者が同行し、関係者との意思相通を図ります。</p>
<p>引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援します。</p>	<p>必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援しました。ドメスティック・バイオレンス被害等による緊急一時保護延件数は17件でした。</p>	<p>引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援します。</p>

			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	112 DV被害者の各種手続きの支援 【子ども家庭課】	DV被害者から住民票支援措置や国民健康保険加入の相談があった場合、関係部署と連携し、相談証明書の交付や支援措置申請書への押印を行います。 また、外国人等の就学手続きでは必要に応じて担当部署へ同行し、手続きの支援を行います。
			113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者や児童が必要とする手続きや施設等への同行訪問を行い、安定した生活を送るための支援を迅速に行います。</p>	<p>関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者や養育が困難な状況にある家庭に必要な手続きをする場合や施設、病院等へ行く場合の同行訪問を行い、安定した生活を送るための支援を行いました。</p>	<p>引き続き、関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者や養育が困難な状況にある家庭に必要な手続きをする場合や施設、病院等へ行く場合の同行訪問を行い、安定した生活を送るための支援を行います。</p>
<p>【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。担当者用支援措置対象者名簿を引き続き適切に管理し、住民票を利用して業務を行う各部署と同名簿により情報共有を図ります。</p> <p>【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護システムにて適切に管理し、安全を図っていきます。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【税務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 引き続き、選挙人名簿を調製する際は対象者を除いた名簿を調製することで、被害者の情報保護に努めます。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置事務について、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、担当者会を開催するなど、当該事務を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。</p> <p>平成28年度 芝地区総合支所取扱件数 560件</p> <p>【保健福祉課】 被害者の生活の安全を図りながら住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【介護保険課】 区民課から住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置の対象者情報の提供を受けて、対象者のうち65歳以上の第1号被保険者について、介護保険システムにて適切に管理し、被害者の安全を図りました。</p> <p>【国保年金課】 各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報等適切な保護に努めました。</p> <p>【健康推進課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【税務課】 証明書発行業務等においてドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害の申し出があった方について、各地区総合支所等と連携し、名簿を参照して適切に発行業務を行いました。</p> <p>【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 定時登録（3月、6月、9月、12月）における選挙人名簿を調製した際に、縦覧用の選挙人名簿は対象者を除いて調製しました。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行いながら、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護システムにて適切に管理し、安全を図っていきます。</p> <p>【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【税務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。</p>

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

		事業名	事業内容
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援 【住宅担当】 【国保年金課】 【学務課】	DV被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行います。また、区営住宅の申込み資格がDV被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行います。
		34 ホームヘルプサービスの充実(再掲) 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
		115 被害者へのカウンセリングの実施 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、産業カウンセラーやキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、DV被害者への相談を実施します。DV被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、DV被害者の自立を支援します。
		116 二次被害防止体制の構築 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。
		37 母子生活支援施設入所実施(再掲) 【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。
		38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付(再掲) 【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性等に対して生活・就学・修学等に対して必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【住宅担当】 引き続き、区営住宅の申込み資格について、ドメスティック・バイオレンス被害者は単身で申し込めることを募集のしおり等で周知します。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p> <p>【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>	<p>【住宅担当】 区営住宅の申込み資格についてドメスティック・バイオレンス被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行いました。</p> <p>【国保年金課】 適切な情報提供と支援を行いました。</p> <p>【学務課】 被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行いました。</p>	<p>【住宅課】 引き続き、区営住宅の申込み資格について、ドメスティック・バイオレンス被害者は単身で申し込めることを募集のしおり等で周知します。</p> <p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p> <p>【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>
<p>サービスを必要とするひとり親家庭の父または母の利用が一部に偏ることのないように、ひとり親家庭に広く周知し、適切に利用できるよう努めます。</p>	<p>ひとり親家庭の父または母が偏りなく、適正に利用できるよう広く周知し、援助しました。</p> <p>平成28年度ホームヘルプサービス 利用回数 4,880回 利用時間数 11,999時間</p>	<p>引き続き、対象者が公平かつ適正に利用してもらえるよう、広く周知し、ひとり親家庭の日常生活に必要な援助を行います。</p>
<p>引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者4～5名を相談員に配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。</p> <p>相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、個々の相談対応力のレベルアップを図ります。</p>	<p>産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施しています。</p> <p>相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等に参加することで、個々の相談対応力のレベルアップを図りました。</p>	<p>引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。</p> <p>相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等に参加することで、個々の相談対応力のレベルアップを図ります。</p>
<p>引き続き、電話対応、書類発行、送付等においては、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、二次被害の防止に努めます。</p>	<p>電話対応、書類発行、送付等において個人情報の取り扱いに十分な注意を払い、新たに設置された相談室を活用することで、二次被害の防止や相談内容の秘密保持に努めています。</p>	<p>引き続き、電話対応、書類発行、送付等において個人情報の取り扱いに十分な注意を払い、相談室を活用することで、二次被害の防止や相談内容の秘密保持に努めます。</p>
<p>引き続き、母子の生活状況、必要性等を丁寧に聞き取り、的確な施設を選択し、ドメスティック・バイオレンス被害者や母子の生活安定を図ります。</p>	<p>ドメスティック・バイオレンス被害者をはじめとし、子どもの養育が困難な状態にある母子の安全を守り、生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所を実施しました。</p> <p>平成28年度母子生活支援施設新規入所者数 2名</p>	<p>引き続き、ドメスティック・バイオレンス被害者をはじめとし、子どもの養育が困難な状態にある母子の安全を守り、生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所を実施します。</p>
<p>引き続き、適正な審査とともに、正確かつ円滑な貸付業務に努め、制度を必要とするひとり親家庭へ支援をします。また、貸付金償還業務において、定期的な督促状送付、催告通知を実施し東京都及び港区債権管理条例に従って適正な債権管理を行います。</p>	<p>母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を、適正な審査のもと、円滑な事務を行い、制度の利用を必要とするひとり親家庭への支援を行いました。また、定期的な督促状送付、催告通知を行い適正な債権管理を行いました。</p>	<p>引き続き、母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を、適正な審査のもと、円滑な事務を行い、制度の利用を必要とするひとり親家庭への支援を行います。</p> <p>また、定期的な督促状送付及び催告通知、債権状況把握のための調査により、適正な債権管理を行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	39 児童扶養手当の支給(再掲) 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施(再掲) 【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	5 子どものケア体制の充実	117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進 【子ども家庭支援センター】	子どもに関わる様々な機関が連携して、要保護児童等の早期発見、早期対応、及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や研修の充実等により、関係機関の支援力の強化を図ります。	
		118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実 【指導室】	各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーがいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くことによって心のケアを進めます。	
	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 【責任項目7】	119 相談から自立までの一貫した支援 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるDV被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。	
		120 加害者更生プログラムの情報提供 【子ども家庭課】	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し広報誌等で情報提供します。	
		121 相談員の体制と研修の充実 【子ども家庭課】	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加します。職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行います。また、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を図ります。	

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成28年度受給者数 1,086名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
対象者の状況や希望を面接で丁寧に聴き取ったうえで、ハローワークや港区生活・就労支援センター、生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親の就労を支援します。	相談者の状況や希望を丁寧に聴き取り、港区生活・就労支援センターや生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労支援を行いました。また、ハローワークや近隣区との連絡会に出席し、情報共有しました。	引き続き、相談者の状況や希望を丁寧に聴き取り、港区生活・就労支援センターやハローワーク、生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労支援を行います。また、関係機関の連絡会等により、情報共有を図ります。
実務者会議（年2回）、関係機関向け研修（年5回）を実施し、関係機関との連携を強化し、要保護児童等への職員の対応力向上を図ります。 また、いじめ・児童虐待防止の啓発活動に関係機関と協力して実施します。 （いじめ・児童虐待防止キャンペーン、いじめ・児童虐待防止講演会） 昨年度改訂した「児童虐待防止マニュアル」を関係機関に配布し、支援力の強化を図っていきます。	要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2回）及び関係機関向け研修（5回）を実施し、医療、保健機関、教育委員会、民生・児童委員など関係機関との連携を強化し、要保護児童等への対応力の向上を図りました。 また、11月に関係機関（民生・児童委員、教育委員会、東京都）と協力をし、いじめ・児童虐待防止講演会、いじめ・児童虐待防止キャンペーン、街頭での啓発活動等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。 また、10月の区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。11月に「いじめ・児童虐待防止講演会」を実施します。 児童福祉法改正に伴い、改正に関する資料を作成し、関係機関に配布し周知を図ります。
スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を充実させ、児童・生徒の悩みの解決をめざします。今年度も小4、小5、中1、中2の面接を実施します。	スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を行いました。小学校第4学年、第5学年、中学校第1学年、第2学年においては、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、いじめや不登校等の未然防止に努めました。	スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を充実させ、児童・生徒の悩みの解決をめざします。今年度も小4、小5、中1、中2の面接を実施します。
引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、相談面接で丁寧な聴き取りを実施することで、正確な情報を把握し、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立まで一貫した支援の充実を図ります。	産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、相談面接で丁寧な聴き取りを実施することで、正確な情報を把握しています。関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行っています。	引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、相談面接で丁寧な聴き取りを実施することで、正確な情報を把握します。関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行います。
加害者更生プログラムを実施している団体からの情報やアンダーコントロールについての知識を得て、広報誌等で情報提供し、配偶者等への暴力防止の啓発に努めます。	加害者更生プログラムを実施している東京ウィメンズブラザやNPO法人の情報収集を実施しました。ドメスティック・バイオレンス予防の観点から、情報提供していくことが今後の課題です。	ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックに、DV予防の観点から掲載する情報や内容を検討します。
内閣府や東京都のほか、関係機関が実施する専門研修に積極的に参加し、専門性の強化に努めます。 また、専門相談員による勉強会や臨床心理士のスーパーバイズを定期的に行い、相談員のスキルアップを図ります。	内閣府や東京都のほか、関係機関が実施する専門研修に積極的に参加し、専門性の強化に努めています。 また、家庭相談員による勉強会や臨床心理士のスーパーバイズを定期的に行い、相談員のスキルアップを図っています。	引き続き、内閣府や東京都のほか、関係機関が実施する専門研修に積極的に参加し、専門性の強化に努めています。 また、家庭相談員による勉強会や臨床心理士のスーパーバイズを定期的に行い、相談員のスキルアップを図っています。

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 【責任項目7】	122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用【子ども家庭課】 都道府県及び民間の関係団体等との連携を図ります。
	3 メディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ	123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用【各課】 性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
			124 メディアへの働きかけ【人権・男女平等参画担当】 区内に民間キー局、広告業界などメディアが集結する情報発信集積地の区として、人権尊重、男女平等参画の視点による情報の発信についての取組を検討します。
		2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発【人権・男女平等参画担当】 情報をそのまま受け取るのではなく、つくられる過程、仕組み、背景を自ら積極的に知り、情報を発信できる力を身につけるよう講座開催等を通じて支援します。
		126 情報モラル教育の推進【指導室】 子どもたちの間で急速に普及しているソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を実施します。	
	4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援	127 健康教育の実施【健康推進課】 健康づくりから生活習慣病予防まで、知識の普及啓発と実践のため、専門医・栄養士・保健師等による講座を開催します。
			128 健康手帳の交付【健康推進課】 若い世代から健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上を対象に交付します。
			129 健康診査・各種がん検診の実施【健康推進課】 健康診査等を実施し、生活習慣病の予防・改善を推進します。 胃がん・肺がん・大腸がん・喉頭がん検診のほか、女性には子宮頸がん・乳がん検診、男性には前立腺がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
引き続き、東京都のブロック婦人相談員研修に参加し、他自治体との情報交換をし、必要に応じて他府県の婦人相談員とも連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援を行っています。	東京都の婦人相談員及び母子・父子相談連絡研究会に参加し、他自治体との情報交換を行いました。また、支援を行う中で、必要に応じて他府県の婦人相談員や生活保護担当者とも連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者等の支援を行っています。	平成29年度は東京都母子・父子相談連絡研究会の役員担当区として、関東ブロックの研究会等へ参加し、他県との情報交換を行います。また、支援を行う中で、必要に応じて他府県の婦人相談員や生活保護担当者とも連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者等の支援を行います。
性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたりません。	パンフレット等作成時、性別などに基づく固定観念にとらわれない視点で作成にあたりませんでした。	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたりません。
今年度も、メディアを活用した情報の発信を積極的に行い、リーブラの事業を区外に発信します。	リーブラホールを会場とした中規模の事業や多方面から数多くの参加者を募る場合は、新聞各社に積極的に広報を展開し、記事掲載につながる情報の提供を行いました。	講座情報が記事掲載につながるように情報の発信を行います。
今年度は、メディア・リテラシー講座は1講座以上開催する予定です。	メディア・リテラシー講座には、多くの人が参加しました。これまでは教育の側面から捉えたものが多かったのですが、今回は、身近なテレビアニメや映画を切り口で実施したことで、参加者が多くなったと思われます。	平成28年度の実績を踏まえ、メディア関係者を対象としたメディア・リテラシー講座を開催します。特に性暴力被害の報道をめぐる、当事者・支援者の立場から、被害者保護の観点を踏まえた報道のあり方を考える講座とします。
全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、安全対策協議会においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。	全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、生活指導における安全対策協議会において、幼・小中学校の教員のみならず、PTAや警察関係者が一堂に会し、「子どもたちを取り巻くネット環境」と題し、Twitter・LINE・スマートフォンの危険性について最新事例とその対応法を交えて講演会及び、情報共有を行いました。	全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、安全対策協議会においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。
区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。	実施回数及び参加者数 健康講座：計4回実施、延べ78名参加 健康サポート教室：計6回実施、延べ147名参加 栄養指導講習会：8回 275名 離乳食づくり方講習会：24回 746名 乳幼児食事相談会：19回 202名	区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。
引き続き、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上の人に交付します。	健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上の人に交付しました。	健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。
引き続き、区民が受診しやすい体制に努め、より多くの区民が受診できるよう、広報等で情報提供を行います。	広報みなどや港区ホームページでの広報のほか、各種検診の対象者へ個別にお知らせを送付する等の周知を行いました。	引き続き、区民が受診しやすい体制に努め、より多くの区民が受診できるよう、広報等で情報提供を行います。

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	2 互いの性や健康に関する理解の促進	130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供 【人権・男女平等参画担当】	女性の生涯にわたる健康と権利について広報誌や講座等で啓発・情報提供を進めます。
			131 性感染症等に関する啓発・情報提供 【保健予防課】	早期発見と予防のために、エイズ・性感染症検査の機会と場所を提供していくとともに、若い世代を中心とした幅広い年齢層への知識の普及啓発を行います。
	3 女性の生涯を通じた健康支援	132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 【健康推進課】	女性の健康講演会など女性の健康に関する健康教育を進めます。またすべての区民を対象に行っている相談において内容が多岐に渡る場合に相談者が同じ話を何度もしなくてよいよう、また、迅速な対応ができるように、相談窓口の連携をします。	
			133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
今年度は、高齢出産をテーマにした講座を開催します。また、団体育成支援事業では、不妊治療に悩む方々、死産・流産経験者を対象にした講座を実施する団体に助成金を交付します。企業向け出前講座では、引き続き女性の健康と生涯キャリアの構築について考えるテーマを継続します。	高齢出産に関連する講座では、夫婦での参加が多くみられました。妊娠・出産に対して、インターネットやメディアで流れる情報ではなく、産婦人科医から医学的専門知識に裏打ちされた内容の講演を行いました。また、助成事業では不妊治療をめぐる考え方や、死産・流産経験者の体験共有を行いました。実施者と講演者が新たな死産・流産経験者の支援を行う団体と立ち上げるなどの成果も生み出すことができました。	助成事業を通じて、妊娠・出産を考える事業を実施するほか、女性の健康とキャリアの両立を意識した講座を実施します。
性感染症予防等について、広報みなどのホームページ掲載、ポスター掲示、チラシ配布等により、わかりやすい普及・啓発を行います。性感染症予防等について、中学校・高校・大学等各世代の視点に立った事業を実施していきます。HIV即日検査を実施し、より多くの人に検査機会を提供します。	性感染症予防について、広報みなどのホームページ掲載、ポスター掲示、チラシ配布等により、わかりやすい普及・啓発を行いました。性感染症予防等啓発事業について、中学校・高校では授業の中で、大学では学園祭の中で予防啓発事業を実施しました。HIV即日検査も周知されてきたため、受診者が増えてきています。	性感染症予防等について、広報みなどのホームページ掲載、ポスター掲示、チラシ配布をより分かりやすい啓発にしていきます。性感染症予防啓発事業についても、中学校・高校・大学に加え、社会人に対する視点にも立った事業を実施していきます。HIV即日検査も、受診希望者が検査しやすい形を工夫していきます。
女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりについて健康教育等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。	実施状況 ・女性の健康づくり講演会 計1回開催(2/25)、32名参加 ・がん対策推進アクションプランキックオフイベント「がん対策とうきょう・みなと2016」(10/30開催)にて、乳がんの予防・早期発見、普及啓発を実施(マンモグラフィ検診車の見学、乳がん体験者等による講演会等)。 ・母子メンタルヘルス相談 計20回開催、延べ30組参加 ・グループお母さんの時間 計12回開催、延べ68組参加	女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。
【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介します。母子保健サービスの不安を軽減します。	【芝地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。アンケート等から支援が必要だと把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、継続的な関わりを行い妊娠・出産・育児への支援を行いました。 母子手帳交付件数 909件	【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介します。母子保健サービスの不安を軽減します。
【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスを紹介します。母子保健サービスの不安を軽減します。	【麻布地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。支援の必要性を把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、妊娠・出産・育児への支援を行いました。 母子手帳交付件数 386件	【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスを紹介します。母子保健サービスの不安を軽減します。
【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。	【赤坂地区総合支所区民課】 母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待防止に努めました。 平成28年度実績 419件	【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。
【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。	【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、妊婦健診の受診勧奨や妊娠時から出産後に利用できる母子保健事業の紹介、アンケートをもとに、適切な保健指導等を実施しました。また、必要時は関係機関と連携・協力しながら個別事情にも対応しました。 平成28年度実績 母子健康手帳発行件数 760件	【高輪地区総合支所区民課】 母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。

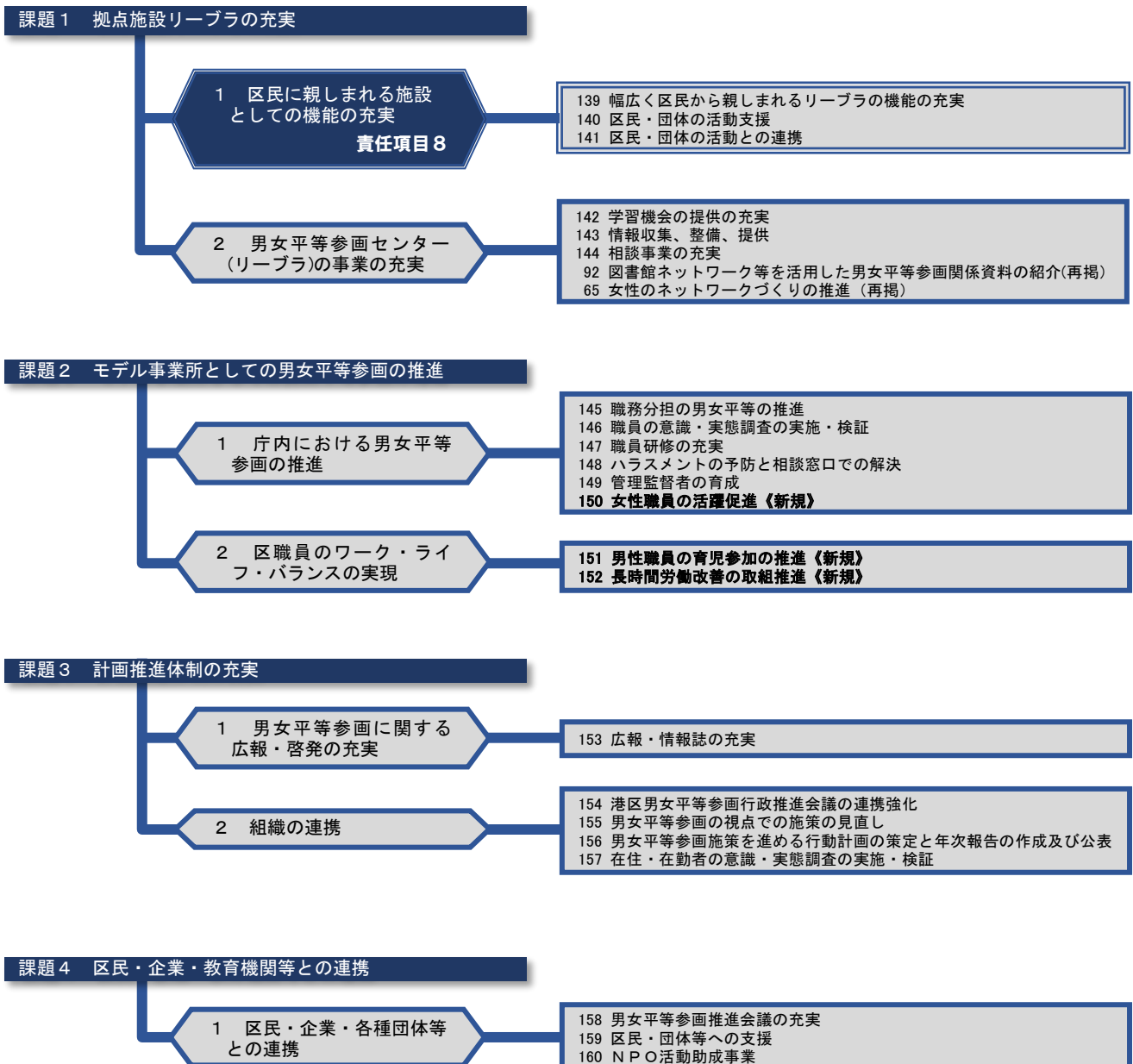
			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	3 女性の生涯を通じた健康支援	133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。
			134 両親学級など母子健康教育 【健康推進課】	母親学級や両親学級を開催し、妊婦とそのパートナーを対象に、二人がともに学び支え合い、前向きに子育てができるように、妊娠・出産・育児の知識や情報の提供をします。また、子どもを持つ喜び、育児に対する責任を実感し、育児に積極的に対応する方法を学びます。月齢や対象別に地域の仲間づくりの支援や情報交換を行う機会を積極的につくり、親の孤立化防止や不安の解消に努めます。また講座を開催し情報提供に努めます。
			135 妊娠に関する費用の助成 【健康推進課】	妊産婦健康診査の費用の助成や特定不妊治療を行う夫婦の治療費の一部の助成を行います。
			136 妊産婦・新生児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問) 【健康推進課】	母子保健法に基づく、妊産婦訪問、新生児等訪問指導と児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)を統合して実施します。港区に在住している生後4か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問し、児の計測、母乳相談、育児相談、母親自身のメンタル面を含めた体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図るとともに母親が前向きに育児に取り組めるよう支援します。
			137 産後母子ケア事業 【健康推進課】	産後4か月未満の母子を対象としたデイケアの開催、母子保健コーディネーターによる妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談(訪問)、関係機関とのネットワーク会議開催等を通じ、子育て世代の孤立化を防止し妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を構築し、安心して育児ができる環境を整備します。
			138 養育支援訪問事業の実施 【子ども家庭支援センター】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に、ホームヘルパー、子育て・家族支援者、保健師、助産師等が訪問し、養育に関する援助を行います。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行います。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行いました。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行います。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。</p>
<p>引き続き、教室や講座を開催し、母親も父親も子どもも心身ともに健やかに過ごせることを目標に、情報提供を行います。</p>	<p>実施状況 ・母親学級 : 計36回開催、延べ1,642名参加 ・両親学級 : 計24回開催、延べ1,759名参加 ・ふたこの会 : 計6回開催、延べ137名参加 ・なかよし会（ダウン症の児と保護者の会） : 計5回開催、延べ30名参加 ・ぷちとまとの会（2,000g以下で生まれた児とその保護者の会） : 計4回開催、延べ16名参加 ・子育て講演会 : 1回開催、延べ69名参加</p>	<p>引き続き、教室や講座を開催し、母親も父親も子どもも心身ともに健やかに過ごせることを目標に、情報提供を行います。</p>
<p>平成28年度から妊婦健診に「HIV抗体検査」及び「子宮頸がん検診」を追加しました。また、特定不妊治療費助成に「男性不妊治療」を追加しました。今後も妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。</p>	<p>実施状況 平成28年3月～平成29年2月受診数（平成29年3月分は未確定） ・妊婦健診1回目（HIV抗体検査含む） : 3,073人 ・妊婦健診2～14回目 : 延べ31,928人 ・妊婦超音波健診 : 延べ5,530人 ・妊婦子宮頸がん検診 : 1,744人</p>	<p>引き続き、妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。</p>
<p>さらに出生通知の返信率を高め、訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。</p>	<p>平成28年度の出生通知書の返信率は86.8%（平成27年11月～平成28年10月）で平成27年度の89.7%と下降しました。訪問率は93%から95.6%と上昇しました。また、訪問した結果、継続支援が必要な人には再訪問を実施し、必要に応じて支所保健師等へ申し送りを行い、継続した支援が提供できるようにしています。</p>	<p>さらに出生通知書の返信率を高め、訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。</p>
<p>デイケア（サロン事業）開催の回数を増加します。引き続き、母子保健コーディネーター助産師による妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。</p>	<p>実施状況 ・デイケア（サロン事業） : 年44回開催、延べ1,048名 ・妊産婦の相談支援 : 1,247件 ・新米ママの健康相談（訪問） : 82件 ・関係機関とのネットワーク会議（年1回）開催</p>	<p>デイケア（サロン事業）開催を見直し、「うさちゃんくらぶ」を組み込み、継続的に支援していきます。また、「新米ママ健康相談（訪問）」を経産婦も利用しやすいように「ママの健康相談（訪問）」と名称を変更し、回数を3回に増やします。引き続き、母子保健コーディネーター助産師による妊産婦の相談支援関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。</p>
<p>みなと保健所のこんには赤ちゃん事業や関係機関と連携して、必要な支援を検討します。安心、安定した養育支援と、孤立、児童虐待の発生を予防し、適切な養育の実施を確保します。また、訪問支援者の質や専門性を確保するため、研修や講演会を計画します。</p>	<p>養育困難家庭に対し、個別に支援計画を作成し、定期的にモニタリングと再評価を行い、学習、家事、育児、送迎等の適切な支援を実施しています。平成28年度の登録数は15世帯でした。妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスの登録数は、前年度より約26%増加しました。</p>	<p>養育困難家庭への支援について、利用者負担額の区分を設定し、有料での利用を可能にすることで利用対象を拡大します。訪問支援者の質や専門性を高めるため、港区子育て支援員研修と関係機関向け研修を継続して実施します。妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスについては名称を「産前産後家事・育児サービス」に改め、母子専門支援員「産後ドゥーラ」の支援を加えます。家事支援に加え、出産後の心理ケアと育児支援を行い、母体保護および養育環境整備を支援します。</p>

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

施策の方向

事業名



		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実 【責任項目8】	139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。
			140 区民・団体の活動支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画のための区民及び団体の活動の拠点として、情報の提供や場の提供を行います。
			141 区民・団体の活動との連携 【人権・男女平等参画担当】	区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。
	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実		142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。
			143 情報収集、整備、提供 【人権・男女平等参画担当】	特色ある図書資料の収集・整備を図るほか男女平等参画に関する内外の情報を収集し、区民・団体に適切に提供します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>昨年度に実施し、好評を得たいくつかの事業については、継続事業として今年度も実施します。また、今の時代にあった内容の講座を開催することで、リーブラの来館者の増加、新規来館者の開拓などにつなげます。</p>	<p>「スポーツとジェンダー講座」「老いをいきることの知講座」「外国人のための防災講座」「日本の歴史をジェンダーで紐解く講座」「絵本の森」等、さまざまな角度からとらえたテーマの講座を実施して、乳幼児親子から高齢者まで、幅広い世代の参加がありました。また、リーブラフェスタにマスコットキャラクターの「りぶら」も登場し、リーブラを盛り上げて集客につながりました。</p>	<p>複合施設の利点を生かし、各施設との連携を意識した講座の他、男女平等参画フェスタinリーブラでの講演会、多様な働き方に関する講演会などを開催し、多様な人の来館を促します。</p>
<p>今年度も継続して団体の育成支援を目的に、男女平等参画センターの制度や目的について理解を促しながら、活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体育成支援事業（助成事業）の実施に向けた支援・助言などを行ったほか、助成金活用術講座では、助成金事業の意義や助成する側の狙いを読み解く必要性などを含めた内容で実施しました。 ・生ごみ回収の試行実施により、より活動しやすい環境整備を図りました。 ・男女平等参画推進にかかる図書資料を毎月購入し、図書資料室の充実を図りました。 <p>《女性の活躍推進に関する取組》 内閣府男女平等参画局のリコチャレ応援団体に登録して、講座等の情報を掲載しました。 理工系分野で活躍するための図書資料の充実を図りました。</p>	<p>助成事業へ申請する団体には基礎理解を深める学習機会として、助成金活用講座を継続して実施します。また、利用者の意見を聞きながら、引き続き、館内環境整備に努めます。</p>
<p>今年度も、男女平等参画が区内により広がるような活動を行っている個人や団体へ積極的な支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本女性学習財団、国際女性の地位協会、NPO法人ArrowArrow、Global Summit of Women2017東京実行委員会などの民間団体と連携したイベントを5回開催しました。初めて参加する人も多く、リーブラの周知を図ることができました。 ・運営協議会は、年11回開催しました。 ・団体育成支援事業（助成事業）は5団体実施しました。 ・関係機関やリーブラ登録団体と連携協力し、実行委員会形式でリーブラフェスタを実施しました。 	<p>外部機関との連携事業は継続して実施します。運営協議会は年11回開催する予定です。また、助成事業では全8件の企画を実施します。</p>
<p>女性活躍推進法の施行を受け、在勤者や企業向けの講座を充実します。特定非営利活動法人などをはじめとした外部機関との協力事業を実施し、内容の充実と幅広い層の利用につなげます。</p>	<p>「絵本の森（乳幼児親子対象の本の読み聞かせ）」や「シアターリーブラ（映画上映会）」などを実施して、若年世代やリーブラに足を運んだことのない人でも、気軽に参加できるような事業を幅広く実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 就労継続の1つの形として女性向け起業講座を開催したほか、単身者として生き・働くことを選択した女性が年齢を重ねることで見えてくる老後の生活や地域や同じ立場の人と横のつながりを持つことの大切さを語る講座を実施しました。 このほか、女性の職域拡大に関わる講座、女性リーダー・管理職養成講座、企業の経営者や管理職、人事担当者向けに「イクボス講演会」、主に区内企業の人事担当者向けに女性活躍推進セミナー、企業向け出前講座としてハラスメント予防講座を実施しました。また、内閣府男女共同参画局のリコチャレ応援団体に登録して、講座等の情報を掲載しました。</p>	<p>課題解決型の講座とは別に、幅広い世代の人が、気軽に来館できるような講座を実施します。</p>
<p>今年度も、継続して図書資料室の装飾や整理整頓を意識して行い、来館者に積極的な男女平等参画情報を発信していきます。</p>	<p>毎月、男女平等参画の多岐にわたる分野の書籍を購入したことで、年間800冊以上の蔵書が増えました。リーブラ所蔵図書貸出し数は14,000点を超えました。</p>	<p>専門書から手に取りやすい本まで幅広く所蔵することを目的にして、購入します。時代の変化にあわせて、男女平等参画に関わる問題が多様化する中、購入対象となる本も広がっていますが、区民の生活・仕事に資する資料の収集に努めます。</p>

		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	144 相談事業の充実 【人権・男女平等参画担当】	自分自身、家族、仕事、人間関係など、様々な問題について、有資格者のカウンセラーが専門的見地からサポートします。
			92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。
			65 女性のネットワークづくりの推進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	145 職務分担の男女平等の推進 【各課】	各課は職務の分担を性別により配分・決定することをなくし男女平等を推進します。人事課は各課の事務分担等が男女平等になるよう働きかけを行います。
			146 職員の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】	担当課と連携をとりながら男女平等に関する区職員への意識・実態調査を実施し、その結果を啓発に反映させます。
			147 職員研修の充実 【人材育成推進担当】	男女平等参画についての認識を深め、人権感覚のさらなる高揚を図るための職員研修(区、特別区共同)を職層別など段階ごとに積極的に行います。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>男性からの相談の増加や、相談内容の多様化が進む中、相談員の安全も確保しつつ、多くの人に利用してもらえるよう運用ルールを改訂します。また、今年度からは、法律相談に男性の弁護士を配置し、多様な相談に応じることのできる体制づくりを進めます。</p>	<p>相談室の利用状況を踏まえ、新規の相談者がアクセスしやすく、また相談者の安全も確保できる形での運営を心がけました。今年度より、相談回数を1人5回までと制限を決めた関係で、年間相談件数が1,594件（前年比255件減）と減少していますが、新規の相談者数633件（前年比85件増）が増加するなど、制度変更の趣旨が反映されました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」では、相談者の紹介先が92件ありました。子ども家庭支援センターへの紹介件数が増える傾向などを考慮し、各関係機関との打合せや連携強化に向けた協議を進めるなどの対応を行いました。また、毎月、相談員研修を実施し、相談員のスキルアップにつなげました。</p>	<p>紹介先が増えた前年度からの傾向や、子ども家庭支援センターとの連携が強化された経緯を踏まえ、相談員も相談者も安心して相談室を利用できる運営に努めます。</p>
<p>今年度は、各月で特設コーナーに開架するテーマを事前に設定します。また、リーブラ所蔵の本や図書資料を通じて、ジェンダーや男女平等参画に関心をもってもらえるような書籍の選定や開架方法をさらに工夫します。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」では、毎月2冊ずつ、男女平等参画関連の書籍を紹介するブックレビューを掲載しました。区民編集委員や区民協力委員が読んだ本の感想を掲載しました。また、図書資料室の特設コーナーでは、月別で2～3のテーマを設定し、関連する書籍を5～10冊程度紹介し、図書資料の貸出につながる事業も実施しました。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」では、継続して購入した所蔵資料の紹介及び協力者によるブックレビューを掲載します。また、図書資料室では、特設コーナーを活用して毎月特定のテーマに関わる書籍を紹介します。また、映像資料を使った定期的な無料の映画上映会「シアターリーブラ」を開催します。</p>
<p>今年度も年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。</p>	<p>利用者懇談会を2回開催しました。「学ぼう！男女平等」では、各国の社会進出における男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数」を取り上げ、世界と日本の男女平等を比較しました。その後、登録団体向けに個別に出前講座を展開することにもつながりました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 スウェーデンとニュージーランドの大使館関係者を招いて、同国内での女性活躍の状況を歴史をたどりながら語る講座を実施しました。親子や夫婦での参加を促し、また、各国の料理体験も踏まえた内容で、他国の推進状況やこれから日本で進むべき方向性を楽しみながら学ぶ機会を提供しました。</p>	<p>今年度も年2回開催します。引き続き、「学ぼう！男女平等」を通じて、利用者同士の交流、男女平等参画推進のための学習機会とします。また、自分たちの活動と男女平等との関係性についての理解を促すための支援を行います。</p>
<p>事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。</p>	<p>性別による職務分担はせず、男女平等を推進しました。</p>	<p>事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。</p> <p>【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画の改定にあわせて、平成32年に調査を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 人事課による職員研修アンケートの実施結果を反映させた啓発について検討しました。</p> <p>【人事課】 平成28年3月に策定した「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の推進委員会を設置し取組を進める中で、昇任を控えた若手～中堅の女性職員にヒアリングを行うとともに、副区長との懇談会の場を設け、今後のキャリアデザインについての意見交換を行いました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。</p> <p>【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、平成32年に調査を実施します。</p>
<p>引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。</p>	<p>職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施しました。</p>	<p>引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。</p>

		事業名	事業内容	
目 標 4 男 女 平 等 参 画 社 会 実 現 に 向 け た 推 進 体 制 を 充 実 す る	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決 【人事課】	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの予防に向けて、啓発用のパンフレットやポスター等の配布及び啓発週間の実施により、意識の浸透を図ります。また、労使による苦情処理委員会を設置し、苦情相談窓口を中心とした適切な相談・苦情処理の体制を整備し、職員に周知します。
			149 管理監督者の育成 【人事課】 【人材育成推進担当】	職層別の研修で、男女平等についての正しい知識と管理監督者としての役割を認識できる研修を実施します。
			150 女性職員の活躍促進 【人事課】 【人材育成推進担当】	女性職員の活躍促進をテーマとした講演会、キャリアアップガイダンス等を実施することで、昇任意欲の喚起を図ります。また、係長職昇任選考における指名制も活用し、女性職員の活躍を促進します。
		2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	151 男性職員の育児参加の推進 【人事課】	港区職員子育て支援プログラムに基づき、男性職員の育児参加を積極的に進めます。
			152 長時間労働改善の取組推進 【人事課】	ノー残業デーやエンジョイ・マイライフ週間の設定、職務配分の見直しなど長時間労働の解消に向けた取組を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、万が一、ハラスメントが発生した場合には、苦情相談窓口が迅速に対応し、的確な問題解決を図ります。	ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置及び相談体制を周知するとともに、意識啓発用のポスターの掲出及びパンフレットを配布し、職員に意識の浸透を図りました。 また、ハラスメント苦情処理委員会及び相談窓口の設置により、職員からの苦情相談に迅速に対応し、具体的な解決に導く体制を整備しました。	引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、万が一、ハラスメントが発生した場合には、苦情相談窓口が迅速に対応し、的確な問題解決を図ります。
【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。 【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。	【人事課】 職層研修において、男女平等についての正しい知識の浸透を図るとともに、管理監督者が自ら果たすべき役割の認識を深める研修を実施しました。 【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門の体制を整えました。	【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。 【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。
【人事課】 「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、平成28年4月に施行された改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、目標管理型人事評価制度を効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を進めます。 【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、昇任選考対策ガイダンスの中で、昇任に対する不安や疑問に答えます。	【人事課】 「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施しました。 また、平成28年4月に施行された改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、目標管理型人事評価制度を効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を行いました。 【人材育成推進担当】 全職員を対象とした講演会を実施するとともに、昇任選考対策ガイダンスの中で、昇任に対する不安や疑問に答えるとともに、女性管理職の活躍を紹介しました。	【人事課】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、人材育成機能を強化した、目標管理型人事評価制度を効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を進めます。 【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、昇任選考対策ガイダンスの中で、昇任に対する不安や疑問に答えます。
男性職員の育児参加を一層推進するため、平成32年度までに、配偶者の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率80%、男性の育児休業取得率15%以上を目指して、意識啓発、組織風土の醸成を進めます。	「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の策定をはじめ、男性職員の育児参加の啓発を継続した結果、平成27年度（直近の確定値）における、男性職員の育児休業取得率は13.6%（前年度9.7%）、出産支援休暇の取得率は95.6%（同71.0%）、育児参加休暇の取得率は86.4%（同48.4%）と大幅に改善しました。	引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。
引き続き、時間管理意識とワーク・ライフ・バランスの浸透を図る一環として、各所属が設定する定時退行週間であるエンジョイ・マイライフ週間（年4回実施）について、実施率80%の達成をめざして取り組みます。	超過勤務縮減に向けた意識啓発として、4月に「ノー残業デー及びエンジョイ・マイライフ週間の実施について」の通知を发出し、取組を進めましたが、実施率は50%程度に留まり効果を上げることはできませんでした。一方、10月から夜間の会議・窓口延長等に対応した時差出勤制度を新たに導入し、超過勤務縮減とワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を強化しました。	平成29年4月、「働きやす職場づくり推進担当部長」が設置されたことに伴い、特に喫緊の課題である超過勤務の縮減に向けて、仕事の仕組みや進め方の改革や職員の意識改革につながる取組を全庁一丸となって進めます。

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を制作し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。
	2 組織の連携	154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化 【人権・男女平等参画担当】	区の男女平等参画施策の推進に関し協議します。
		155 男女平等参画の視点での施策の見直し 【人権・男女平等参画担当】	区の施策をすべて男女平等参画の視点で見直します。
		156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表 【人権・男女平等参画担当】	条例に基づく男女平等参画行動計画を策定します。さらに目標達成の検証を含めた年次報告を作成し公表します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
<p>【区長室】 CATVを活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行います。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、レイアウトやデザインを中心に、継続して改善に取り組みます。たくさんの人に手に取ってもらうような情報誌となるように工夫します。</p>	<p>【区長室】 CATVを活用し、「人権週間」の紹介をするなど、男女平等参画社会に向けた啓発番組を制作しました。また、他の番組制作においても、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 CATVを活用し、「港区での女性の活躍について」をテーマにするなど、男女平等参画社会に向けた啓発番組を制作しました。また、他の番組制作においても、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。女性活躍推進法に関する施策について計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表します。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 オアシスを全面的に改定し、手に取りやすく、読みやすい形となるようにしました。印象が大きく変わったこともあり、浜松町駅配架分をはじめ、持ち帰ってもらうことが増えました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 女性活躍推進の視点を考慮しながら事業を実施し、その結果をさまざまな形で周知しました。オアシスでは、港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業のうち、2社にインタビューを行いました。リーブラで開催する大学生向けのインターンシップ講座に参加した大学生が、各社の取組を取材しました。また、その内容を平成29年3月発行の第52号に掲載しました。</p>	<p>【区長室】 CATVを活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行います。</p> <p>【人権・男女平等参画担当】 紙面構成を改定し、記事や連載を増やし、情報発信機能の充実に取り組みます。</p>
<p>男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。</p>	<p>男女平等参画行政推進会議を1回開催し、効果的な運営を図ることにより庁内の連携を強化し、全庁的に男女平等参画行動計画を推進しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画推進会議において、行動計画計上事業に対する女性活躍推進法の基本方針に該当する事業を位置づけました。その内容を男女平等参画行政推進会議で報告し、全庁的に女性活躍推進法の取組を推進しました。</p>	<p>男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。</p>
<p>すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画各課ヒアリングの場を設けるなど、積極的に取り組みます。</p>	<p>すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査及び責任項目事業各課ヒアリングの場を設けるなど、積極的に取り組み、着実に実施しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画行動計画について、各課に対し、計上事業に係る事業実績調査を行い、男女平等参画推進会議で調査審議を行いました。</p>	<p>すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査及び責任項目事業各課ヒアリングの場を設けるなど、積極的に取り組みます。</p>
<p>男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。</p>	<p>男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう、人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たしました。計画どおり年次報告書を発行しました。</p> <p>《女性の活躍推進に関する取組》 年次報告は、行政内部の判断資料とするだけでなく、毎年ホームページで公表し、区民、事業者の男女平等参画への理解を深めました。</p>	<p>男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。</p>

		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	2 組織の連携	157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】	在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、各事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。
	4 区民・企業・教育機関等との連携	1 区民・企業・各種団体等との連携	158 男女平等参画推進会議の充実 【人権・男女平等参画担当】	区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人の委員で構成する港区男女平等参画推進会議において、行動計画その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議していきます。
			159 区民・団体等への支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画に取り組む区民・団体の活動に対して男女平等アシストプラン等で活動資金を助成します。
			160 NPO活動助成事業 【地域振興課】	みなとパートナーズ基金を活用し、区内で活動するNPOやボランティア団体が行う公益活動に対し、その経費の一部を助成します。

平成28年度目標	平成28年度実施・進捗状況	平成29年度目標
次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成31年度に調査を実施します。	平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成28年度は事業を実施しませんでした。 《女性の活躍推進に関する取組》 平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成28年度は事業を実施しませんでした。	次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成31年度に調査を実施します。
男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。	男女平等参画推進会議を6回開催しました。「第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成27年度事業実績の評価について」の諮問に対し、答申を受けました。また、「現行動計画に対する女性活躍推進法の位置づけについて」を討議しました。 《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画推進会議において、8つの責任項目に属する30事業の平成27年度における取組について評価しました。評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況を6段階（A：ほぼ達成 B：おおむね達成 C：達成半ば D：不十分で課題がある E：不十分で課題が多い -：未実施）で評価しました。	男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。
平成27年度に採択された、実施者に対し、事業を実施する上で、入念な指導・確認・助言を行うことで男女平等参画を自主的に推進できる団体として育成できるように支援します。	助成事業は、全部で5企画が実施されました。そのうち4企画は新規の採用であったため、公金を用いた事業実施の方法を総合的に支援・助言しました。	8企画を実施します。初めて採用された企画が5件、事業内容を改善し、規模を拡大して実施する企画が3件です。引き続き、各団体の実績や企画内容、特性を踏まえながら、総合的に支援・援助し、男女平等参画を自主的に推進できる団体として育成します。
引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点を持って審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。	各団体に対して男女平等参画等の視点に立った運営をするよう注意喚起を行いました。 応募団体数：13団体 助成団体数：9団体	引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。

第 Ⅲ 部

港 区 男 女 平 等 参 画 推 進 会 議 答 申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～
32年度）平成28年度事業実績の評価について

答 申

平成29年7月13日
港区男女平等参画推進会議

1 平成28年度事業実績評価の実施について

(1) 事業評価の意義

平成16年4月1日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の6つの基本理念を掲げています（条例第3条）。

- 1 人権尊重と性別による差別の解消
- 2 社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
- 3 意思決定過程での男女の平等参画
- 4 男女の家庭生活と社会生活の両立
- 5 生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
- 6 教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第12条）、それに基づいた事業を平成17年度から実施してきました。

事業評価は、平成27年3月に策定された第3次港区男女平等参画行動計画「一広げよう 男女平等」（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第16条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行ったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

(2) 事業評価の対象

平成27年3月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の4つの目標が設定されています。

- 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位置づけ、第三者評価の対象としています。

今年度の事業評価は、8つの責任項目に属する30事業の平成28年度における取組について評価しました。

【責任項目】

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 男性の家庭・地域への参加のための支援
- 3 審議会等委員の男女バランスへの配慮
- 4 女性の就労支援
- 5 幼少期からの男女平等参画の推進
- 6 暴力防止教育と啓発
- 7 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

(3) 事業評価の方法

今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。

評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の6段階で評価結果を表現し、どの段階にあるのかを判断しました。続いて、それぞれの責任項目に対する達成度を示すため、責任項目に属する複数の事業について総合評価を行いました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価基準を踏まえています。

具体的な作業は、男女平等参画推進会議を2つの作業部会に分け、第一作業部会は新田委員が部会長に、第二作業部会は高橋委員が部会長となり各事業の評価を全委員で議論し、その結果を最終的な評価としました。なお、港区の評価の特徴は各事業の評価理由を具体的に示しているところですが、これは各作業部会における議論により決定しています。

(4) 事業評価の結果

今回の事業評価結果は、責任項目8項目のうち「ほぼ達成」が1項目、「おおむね達成」が5項目、「達成半ば」が2項目であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。6年間の行動計画の2年目の段階で、8項目のうち6項目が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」であり、前年度に続いて不十分の項目が見られないことは、行動計画が着実に進行していることを示すものであると考えます。今回「おおむね達成」であった責任項目については「ほぼ達成」を、「達成半ば」であった責任項目については「ほ

ぼ達成」「おおむね達成」を目指してください。

責任項目下の個別の事業については、「ほぼ達成」が4事業、「おおむね達成」が19事業、「達成半ば」が7事業となっており、全30事業のうち4分の3の事業が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の状態にあります。「達成半ば」と判断された7事業については、取組の充実を図り、「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指すことが必要です。また、「ほぼ達成」もしくは「達成半ば」の事業については、担当課において絶えず男女平等参画の視点で取組の意義及び取組がもたらす効果について意識し、これまで以上に効果的な取組を行うことが求められます。

今後の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議が事業評価に際して行った議論をまとめた「評価理由等」を参考にいただき、可能な限り次の年度の取組に反映させていただきたいと考えます。

港区男女平等参画推進会議は、今後、行動計画の目標の実現に向けて、これまで以上に積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目

1

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

課題 1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

○ 評価基準

1. ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの必要性・重要性をアピールできましたか。
2. 最新の情報提供に努めていますか。
3. 資料の配布方法、関係機関との連携など、より効果的・効率的な情報提供にむけて工夫しましたか。
4. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度やリーブラにおける各種取組など、多くの事業が順調に実施されている一方で、更なる工夫が必要と考えられる取組も見られます。今後、事業を実施するにあたっては、必要な情報が事業の対象者（区内中小企業の事業主等）に理解されているかという点を意識するようにしてください。
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
— 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い — 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同種の認定制度を実施している他の自治体において応募企業数の伸び悩み傾向が見られる中で、港区においては新規申請企業数が大幅に増加しています。認定制度が順調に実施されているものと認められます。 ・平成28年度については、認定企業数は5社にとどまったものの、想定以上の多数の申請がありました。今後は認定の水準を確保しながら、可能な限り認定企業数の拡大を図ることを期待します。
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い — 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別簡易型総合評価方式による契約の仕組みの整備について、事業所管課が意欲的に取り組んでいることが窺えます。区こうした入札・契約制度がワーク・ライフ・バランスに関する取組を躊躇しがちな企業（中小規模の建設事業者等）に対し、実施に向けた動機付けとなることを期待します。 ・契約希望事業者に対する働きかけについて、パンフレットを窓口に配置するだけでなく、契約等の機会を捉えて区の担当者が企業担当者に直接PRするなど、より効果的な取組を行うことを期待します。

事業名	評価	評価理由等
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> リーブラが実施している企業向け出前講座については、最新の動向を踏まえた多彩なテーマで設定しているものと認められます。 産業振興課で実施している労働法に関するセミナーについては、男女平等参画の視点や女性活躍推進法の施行といった最新の動向がどの程度反映されているのか、判然としない面があります。また、求職者のみならず、経営者・管理職向けの講座・講演会も重要と考えられますので、今後実施されることを期待します。
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の施行を受けて、男女共同参画週間パネル展のパネルを新たに作成している点や、次年度も最新の情報提供に努める姿勢を示している点については、評価できます。 「ポケット労働法」の作成・配布に関しては、ワーク・ライフ・バランスの周知・推進に資するような形で配布することが求められます。こうした観点からも、昨年度も指摘しているとおり、配布効果を検証することが必要と考えます。
5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブックについて、掲載する情報を定期的に更新している点については評価できます。 ワーク・ライフ・バランスの一層の普及に向けて、今後は、冊子の見栄えも重視するなど体裁についての工夫を行うようにしてください。
6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の新規事業「出前ワーク・ライフ・バランス相談」については、当初用意した応募枠がすぐに満たされており、中小企業のニーズがあることや、この事業が周知されていることがわかります。 中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のためには、「出前ワーク・ライフ・バランス相談」のような仕組みが有効です。今後、こうした取組を継続させるとともに、取組の充実を図ることを期待します。

責任項目
2

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
課題 5 男性の家庭・地域への参加促進
施策の方向2 男性の家庭・地域への参加のための支援

○ 評価基準

1. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等について、広報・周知できましたか。
2. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等を利用しやすくするための工夫を行いましたか。
3. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	<p>事業所管課において、男性向けの事業であるということ意識して取組が行われている点は評価できます。今後は、関係団体との連携をさらに進めていく必要があります。男性向け講座については、参加対象を幅広く捉えるとともに、男性の参加率の向上にも資するような視点を加えて取り組んでください。育児・介護に関する各種奨励金については、周知の方法を工夫することにより、より区内事業所に利用され、定着するようにしてください。これらを通して、男性の家庭・地域への参加が進むことを期待します。</p>
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
— 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
60 男性向け講座の充実 《新規》	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い — 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間3回以上の講座の実施という計画の目標については、達成できています。 ・今後は、父親（男性）向けの講座へ夫婦での参加を可能にするなど、男性がより参加しやすくなるよう、講座の実施方法や周知方法について、さらに工夫を図ることを期待します。
61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 《新規》	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い — 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の事業者に対して「子育て支援奨励金」をはじめとした各種奨励金制度をさらに周知し、利用の増加に結び付けることが必要です。周知に当たっては、区で実施する男性向け講座等の場を活用するなど、様々な方法を検討してください。

責任項目
3

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
施策の方向1 審議会等委員の男女バランスへの配慮

○ 評価基準

1. 区の政策・方針決定過程に男女がともに参加できるための工夫をしましたか。
2. 審議会担当課と関係課が連携して、女性の参加率向上のための取組を進めましたか。
3. 女性の参画状況について、データを収集して検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	女性委員比率が目標値を下回った審議会への積極的な働きかけや、審議会開催時の一時保育の実施、審議会の夜間開催など、区の政策・方針決定過程に女性の参画を促進する工夫が行われています。今後は、充て職制の見直しやクォータ制の導入に向けた検討を進めるとともに、審議会の開催時間を柔軟に設定するなど、審議会委員の男女バランスが適切に保たれるための取組を更に進めることを期待します。
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
－ 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
62 審議会等委員の女性参画の推進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い － 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目標を達成していることや、各審議会の女性委員比率を把握し、目標値を下回った審議会に対して、積極的な働きかけを行っていることは評価できます。 ・しかし、平成24年度以降の女性委員比率に大きな変化は認められず、また、平成27年度評価で指摘した選出方法の見直しも進んでいるとは言い切れません。6年間目標は女性比率40%ですが、最終目標の50%達成を念頭に、充て職制の見直しや、クォータ制等のより具体的な方策の提言を通じて、引き続き各審議会に働きかけを続け、審議会委員の選出方法の改善に向けて努力してください。
63 性別にかかわらず参加できる工夫	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い － 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育の実施や審議会等の夜間開催など、性別にかかわらず参加できる工夫を行っていることが認められます。審議会等の開催時間については、夜間に固定することでむしろ参加できる人が限られるおそれもあるため、日中と夜間で交互に開催することも考えられるでしょう。また、委員選任・募集時点で一時保育等サポートに関する周知を行うなど、各審議会等に対して具体的な働きかけを行うとともに、会議開催体制をより詳細に把握し、次年度につなげていくことを期待します。 ・平成28年度事業目標の「性別にかかわらず参加できる」状態については、具体性に欠ける面があり、どの程度達成されたのかを判断するのが困難です。目的が達成された場合のイメージが明確になる目標を設定する必要があります。

責任項目
4

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
課題 2 働く場における男女平等参画の推進
施策の方向1 女性の就労支援

○ 評価基準

1. 女性の就職・再就職・起業支援事業の内容と意義について、広報・周知に努めましたか。
2. 講座等への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 事業の効果をデータ等によって検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	再就職支援講座において再就職者数の状況を把握したことや、起業支援講座が女性の起業に真に結びついているかどうかを検証したことについては、評価できます。引き続き、起業までにとどまらないやや長い期間を見据えた起業支援など、区民のニーズに応じたより効果的な事業の実施を期待します。
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
— 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
67 女性の就職・再就職支援	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>— 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 女性のための再就職支援セミナーについて、人権・男女平等参画担当、産業振興課、ハローワーク品川といった複数の部署が連携して、需要に応じた講座を目標に沿って実施していることは評価できます。 • 実際に再就職した人数を把握している点も評価できます。今後は、講座に参加したものの面接会に参加しなかった人の再就職状況についての追跡調査の実施も検討してください。 • 取組を継続的に実施して、今後さらに就職率が向上することを期待します。
68 女性の起業支援《新規》	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>— 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 女性向け起業講座の参加希望者が定員を超えている状況であり、起業に対する女性のニーズが相当な規模であることが認められます。講座の企画に際しては、これまでに以上に参加者のニーズを踏まえるようにしてください。 • 今後、港区の起業講座修了者から実際に起業を実現した女性が現れることを期待します。

責任項目

5

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
 課題 4 教育の場における男女平等参画の推進
 施策の方向1 幼少期からの男女平等参画の推進

○ 評価基準

1. 男女平等の視点に立った保育・教育を推進するため、関係機関同士が連携して取り組むなど工夫をしていますか。
2. 研修や講座への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 啓発冊子やポスター等で男女平等教育に対する啓発・周知を行っていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	<p>幼少期からの男女平等参画の推進に向けた各事業について、事業所管課として対応可能な範囲で取組が行われているものと認められます。ただし、それぞれの事業について、男女平等の視点からどのように取組が行われているのか、判然としない面があります。次年度以降は、事業の実施結果にとどまらず、事業のプロセスの部分についてもこうした観点から情報が整理され、提示されることを期待します。</p>
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
— 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い — 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラで実施した学童保育講座については、参加者の反応を踏まえて講座の充実を図っていることが確認できました。ただし、より具体的な評価を行うためには、リーブラで実施している他の講座等の情報も必要です。 ・今後は、講座への男性参加者を増やすための取組が必要です。また、講座のPRを行う際は対象者像を意識した上で、効果的に実施するようにしてください。
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い — 未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の参加対象を区立保育園の職員に限らず、私立園や認証保育所の職員も参加可能としている点や、研修の開催時間を工夫して、職員が参加しやすい時間としている点については、評価できます。

事業名		評価	評価理由等
86	学校教育における男女平等教育の推進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等教育が各学校の年間指導計画に位置づけられているほか、人権教育研修が実施されていることから、区として必要な取組がなされているものと認められます。 次年度以降の評価に際しては、男女平等教育の趣旨を踏まえて各学校でどのような取組を行っているのかが分かるよう、具体的な情報を提示してください。
87	ふれあい体験の充実	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 各幼稚園・小中学校において男女平等の実現につながる「ふれあい体験」の取組が行われていることが分かりました。 各学校において、ふれあい体験がどのような意識の下で行われているのかが分かるように、次年度以降の評価に際しては、男女平等参画について意識しながら事業報告書（行動計画責任項目事業概要）を作成してください。
88	性教育の推進	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、指導計画に沿って性教育が適切に実施されているものと見受けられます。今後も工夫を図りながら、取組を継続して実施することを期待します。
89	生活力を身につける教育の実践	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 家庭科や生活科において生活力を身につける教育が行われていますが、各学校において男女平等参画の視点を意識しながら取組が行われているのかが分かりません。 平成27年度事業にかかる評価も踏まえ、各学校で行われている具体的な取組内容を示してください。
90	男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重教育推進校や、人権教育研修会において、事業目標達成に向けた取組が行われているものと見受けられます。 しかし、人権尊重教育推進校でどのような取組が行われているのか、やや分かりにくい面があります。次年度は具体的な取組内容を整理して、事業報告書を作成してください。
91	私立学校への働きかけ	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校に対する区による働きかけが難しい中で、事業所管課として努力しながら取組を行っていることが分かりました。 しかし、平成27年度事業にかかる評価の際に指摘した事項への対応や、各学校に配布した啓発冊子の部数が十分であるとは言えません。今後も引き続き、積極的な働きかけが行われることを期待します。

責任項目
6

目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
 課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
 施策の方向1 暴力防止教育と啓発

○ 評価基準

1. 教育・啓発の対象を明確にしつつ、より広く多くの人々が「教育・啓発」を受けるための工夫をしていますか。
2. 関心の低い人も含めて区民に向けて配布物などや必要な情報を届けるための工夫をしていますか。
3. 実施された教育・啓発事業、配布されたパンフレットなどに関する区民からの問い合わせや意見を収集・対応するために庁内が連携していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	<p>DVに関する区民の意識向上に向けて、引き続き工夫を行う必要があります。パンフレットやリーフレットの配布場所を拡大するとともに、インターネットを活用して、できる限り多くの区民がDVに関する情報に容易にアクセスできる環境を整備することが必要です。</p> <p>また、高校生等に対する意識啓発に当たっては、デートDV予防のための出前講座を確実に実施できるよう、学校側との調整を十分に行うことが必要です。</p>
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
— 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>— 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットについては、平成27年度評価での指摘事項である女性用トイレへの配置がリーブラにおいて行われるなど、改善が認められます。この取組を他の関係施設に広げるとともに、DVに関する区民の意識向上に向けて、インターネットの活用や母子手帳交付の際にパンフレットを一緒に配布するなど、少しでも多くの被害者及び加害者の目に触れるよう啓発方法を工夫する必要があります。 ・多くの区民に対してDVの意識啓発を凶る観点から、関係機関との連携を通して、DVの啓発自体を目的としないイベントでのパネル展示を行うなど、多角的な取組がなされることを期待します。 ・目標が達成された際の具体的なイメージやパンフレット配布の数値目標を設定することを提案します。

事業名	評価	評価理由等
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 事業名にある多言語リーフレットの増刷は行われていませんが、外国籍のDV被害者からの相談を受け、適切な支援に結びつくよう、関係機関や区内の各種相談窓口にリーフレットを設置している点は評価できます。 事業目標の達成の前提である配布の増加に向けて、リーフレットの配布場所を外国人が訪れることの多い医療機関や学校等にも広げるなどの見直しが必要です。また、パンフレット配布については数値目標を設定することを提案します。
108 デートDVに関する意識啓発《新規》	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 若年層に対する意識啓発を効果的に行うためには、スマートフォン対応のホームページを作成するなど、インターネットを活用した取組が必要です。まずは、リーフレットのPDFファイルを区ホームページに掲載することから始めてください。 出前講座については、実績を確実に増やしていくためにも、数年単位の長期的な視点で継続的に働きかけていくことが求められます。

責任項目 7

目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化

○ 評価基準

1. DV被害者の心身の回復をサポートするために、様々な関係機関や民間の専門機関との連携を活かした支援が行われていますか。
2. 相談から自立まで必要な情報を当事者に届けるための工夫がされていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	<p>相談員の質の向上に向けた研修やスーパーバイズの実施、他の自治体職員等との連携など、DV被害者の心身の回復をサポートするための体制が整備されていることは評価できます。</p> <p>DV被害者・加害者への情報提供や支援に当たっては、その対象を狭く絞り込みすぎないように、さまざまな状況を想定して取り組むことが求められます。</p>
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
－ 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
119 相談から自立までの一貫した支援	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>－ 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の相談技術の向上に向けて、研修及びスーパーバイズの実施や、被害者の状況に応じた適切な支援が行われていることは評価できます。被害者を他の関係機関につないだ後の状況について、できる限り区で把握し、今後のためにも事業報告書に情報を掲載するようにしてください。 ・DV被害者の支援に当たっては、ひとり親世帯に限らず、さまざまな世帯を想定しながら情報提供等に努めてください。また、子どもの被害も視野に入れつつ、相談窓口として幼稚園・保育園・学校などとの連携を十分に図ることも求められます。
120 加害者更生プログラムの情報提供	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>－ 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度のDV加害者からの相談件数は4件にとどまっており、チラシの配置だけでは、DVの再発防止に向けた取組としての効果が期待できません。区の広報への掲載や小中学校のPTAへの啓発など、情報提供手段や啓発方法の工夫が必要です。 ・加害者更生プログラムの参加者の中には、被害者から勧められて参加したという人も少なくありません。加害者だけではなく、被害者に対する情報提供も重視するべきと考えます。

事業名		評価	評価理由等
121	相談員の体制と研修の充実	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 産業カウンセラーやキャリアカウンセラー等の有資格者が配置されるなど、専門性の高い相談にも対応できる体制が整備されています。また、臨床心理士のスーパーバイズを年間12回行っており、相談員の質の向上に向けた取組も十分実施されています。 引き続き、相談員のスキル向上に取り組み、DV被害者が安心して相談できる体制の整備を進めてください。
122	NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用	A ほぼ達成 B おおむね達成 C 達成半ば D 不十分で課題がある E 不十分で課題が多い - 未実施	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談員連携会議だけではなく、配偶者暴力支援センター連絡協議会など、さまざまな会議への参加を通して、情報共有や連携の強化に取り組んでいることが認められます。 引き続き、港区から他の自治体に避難するDV被害者を迅速かつ適切に支援できるよう、婦人相談員連携会議等に積極的に参加し、他の自治体やNPO等との情報交換に取り組んでください。

責任項目
8

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

課題 1 拠点施設リーブラの充実

施策の方向1 区民に親しまれる施設としての機能の充実

○ 評価基準

1. 男女平等推進の拠点施設としてのリーブラ（及びリーブラで行われている事業）をより多くの人に知らせる工夫をしていますか。
2. 利用者の意識向上、活動団体の育成などに効果的な支援を行っていますか。
3. 行政と連携し、区内の企業・大学・NPOなどと連携し地域づくりに寄与していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成 (目標の9割程度以上達成)	リーブラについて、男女平等参画に関する幅広いテーマの講座を実施し、多くの区民が利用できるような工夫が行われているほか、登録団体が活動しやすい環境の整備に向けた取組も進められています。今後は、団体登録要件の見直しや推進団体に対する優遇措置を検討するなど、更なる利用者の増加に向けた取組を進めてください。
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	
C 達成半ば (目標の5～6割程度達成)	
D 不十分で課題がある (目標の3～4割程度達成)	
E 不十分で課題が多い (目標の1～2割程度達成)	
— 未実施	

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>— 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラで行われている講座については、男女平等参画に関する幅広いテーマで設定されており、性別や年齢に限定されず、誰もが受講しやすい講座としての工夫がなされています。 ・リーブラの利用者数の増加に向けて、団体登録の要件緩和、推進団体等が施設利用の予約の際に現在よりも優先される仕組みの導入について検討してください。 ・計画の目標（リーブラ利用者数各年前年度比5,000人増）については、リーブラの利用者数の集計方法が変更されたことから、次期計画策定時に見直す必要があります。
140 区民・団体の活動支援	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>— 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設予約の優遇措置や生ごみ回収による活動支援など、登録団体が活動しやすくなるような環境の整備を行っていることは評価できます。 ・平成28年度の登録団体数については、計画の目標（登録団体数各年前年度比10団体増）は達成していますが、登録団体数全体としては減少傾向にあることが課題です。 ・引き続き、男女平等参画を推進するための活動拠点として、リーブラの利便性の向上に努めるとともに、登録団体数の増加に向けて、団体の構成比といった、団体登録要件の見直しや推進団体等の優遇措置について検討してください。

事業名	評価	評価理由等
141 区民・団体の活動との 連携	<p>A ほぼ達成</p> <p>B おおむね達成</p> <p>C 達成半ば</p> <p>D 不十分で課題がある</p> <p>E 不十分で課題が多い</p> <p>— 未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 連携イベント（5回開催）、運営協議会（11回開催）、団体育成・活動助成（5団体）のいずれも計画の目標を達成しており、区民・団体との連携について、積極的に取り組んでいることが認められます。 • 今後は、区民・団体との連携を一層深めるために、目標の見直し（連携イベントの開催回数の引き上げなど）や、各種委員会の参加団体数の増加を図ること、また運営委員会の構成を拡充してより広範に意見を聴取するシステムを構築することなどを期待します。

審議経緯

会議回数	開催日	内容
第1回	平成29年6月1日	諮問 第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成28年度事業実績の評価について 作業部会開催
第2回	平成29年6月15日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成28年度事業実績の評価について 作業部会開催
第3回	平成29年6月29日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成28年度事業実績の評価について 作業部会開催
第4回	平成29年7月13日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成28年度事業実績の評価について 答申

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：平成28年7月16日～平成30年7月15日)

区分	氏名	所属など	
学識経験者	◎ 大槻 奈巳	聖心女子大学教授	
	高橋 勇	慶應義塾大学教授	
	新田 香織	特定社会保険労務士	
区内の男女平等参画関係団体に属する者	山崎 英子	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会
	井上 文敏	教育	NPO法人 みなと授業錬成アカデミー
	○ 佐藤 千里	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会講師
	南 朗子	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター 事務局長事務取扱
	長尾 哲治	雇用	港区商店街連合会
	藤田 多恵	メディア	株式会社 TBSテレビ 編成考査局長
公募区民	加藤 美穂	公募区民	
	木村 洋	公募区民	
	栗山 由美	公募区民	
	小松 禮子	公募区民	
	宗像 由美子	公募区民	
	村田 聖子	公募区民	

◎は会長、○は副会長

資 料

港区男女平等参画条例

平成 16 年 3 月 19 日

条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 基本的施策等（第 9 条—第 14 条）

第 4 章 港区男女平等参画推進会議（第 15 条—第 18 条）

第 5 章 苦情等の申出（第 19 条—第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条）

付則

私たちは、すべての人が人権を保障され、性別により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時にすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 三 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- 四 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての人の人権を尊重し、性別による差別的取扱いの解消を図ること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、すべての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。
- 三 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 四 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。
- 五 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 六 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

(区の責務)

第 4 条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。
- 3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待(児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。)その他の暴力的行為(精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。)をしてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策
- 二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策
- 三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行う施策
- 四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策
- 五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策
- 六 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策

(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第10条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成に

ついて、第 12 条第 1 項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第 11 条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第 12 条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるように適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第 15 条に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 13 条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第 14 条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第 4 章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第 15 条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 16 条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べるることができる。

(組織)

第 17 条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

2 区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

(任期)

第 18 条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第 19 条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる。

- 一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
- 三 苦情等の申出の処理に関する事項

(苦情等の処理)

第 20 条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

(苦情処理委員の所掌事項)

第 21 条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

- 一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。
- 二 第 19 条第 1 項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。
- 三 第 19 条第 1 項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

(定数等)

第 22 条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 5 章の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

港区男女平等参画条例施行規則

平成 16 年 3 月 31 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、港区男女平等参画条例(平成 16 年港区条例第 3 号。以下「条例」という。)第 23 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(男女平等参画推進会議)

第 3 条 条例第 17 条に規定する港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 三人
- 二 区内の男女平等参画関係団体に属する者 六人
- 三 区民のうちから公募により選定した者 六人

- 2 推進会議に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選より選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

- 第 4 条 推進会議の会議は、会長が招集する。
- 2 推進会議は、委員(会長及び副会長を含む。次項及び第四項において同じ。)の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
 - 5 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が公開することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。
 - 6 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(苦情処理委員)

第5条 区長は、条例第22条第1項の規定に基づく港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、女性及び男性をそれぞれ一人以上選任するものとする。

2 区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

3 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方法)

第6条 条例第19条第1項の規定による苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、苦情等処理申出書（第一号様式）により行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、口頭で苦情等の申出をすることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で苦情等の申出をする場合は、区長は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査及び処理)

第7条 区長は、前条の苦情等の申出があったときは、苦情処理委員に対し、苦情等の申出の調査及び処理（以下「調査等」という。）を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた苦情処理委員は、必要があると認めるときは、速やかに当該苦情等の申出の調査等をするものとする。この場合において、苦情等の申出の内容により必要と認めるときは、合議体を構成して調査等を行うことができる。

3 区長は、調査等を依頼した苦情等の申出が、条例第19条第2項第一号又は第二号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査等の中止を依頼するとともに、調査中止通知書（第二号様式）により申出をした者（以下「申出者」という。）に通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第8条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、当該苦情等の申出に係る区の機関又は関係者に対し、調査開始通知書（第三号様式）により通知するものとする。ただし、条例第19条第1項第二号に係る苦情等の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

2 苦情処理委員は、区の機関又は関係者に対し、当該苦情等の申出に係る説明又は資料の提出を求めることができる。

3 苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書（第四号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の通知を受けた関係者は、当該申出者に対し、苦情等の申出を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（是正の勧告等）

第9条 苦情処理委員は、条例第21条第二号に規定する是正の勧告又は改善意見の表明（以下「是正の勧告等」という。）をする場合には、是正勧告等通知書（第五号様式）により区の機関に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、条例第21条第三号に規定する助言、指導、是正の要請又は意見の表明（以下「助言等」という。）をする場合には、助言等通知書（第六号様式）により関係者に通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

3 苦情処理委員は、是正の勧告等又は助言等をする必要のない場合は、その旨を速やかに、区の機関又は関係者に通知するものとする。

（調査結果等の通知）

第10条 苦情処理委員は、苦情等の申出について調査等が終了したときは、速やかに調査結果報告書（第七号様式）により区長にその結果を報告するものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、速やかに調査等の結果を、当該申出者に対し調査結果等通知書（第八号様式）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第11条 区の機関は、是正の勧告等を受けた場合は、当該是正の勧告等に係る措置結果を是正措置報告書（第九号様式）により区長に報告しなければならない。

（庶務）

第12条 推進会議及び苦情処理委員の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年9月30日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 54 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 29 日規則第 31 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。